

(事業者の方へ)

特定技能 ガイドブック

～特定技能外国人の雇用を考えている事業者の方へ～



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency



第1 特定技能制度について

- 1 特定技能制度とは・・・P. 1
- 2 雇用の流れ・・・・・・・・P. 4



第2 特定技能外国人の雇用にあたって

- 1 特定技能外国人に必要な条件について・・・P. 6
- 2 マッチングについて・・・・・・・・P. 10
- 3 雇用における注意点・・・・・・・・P. 10
- 4 登録支援機関について・・・・・・・・P. 13
- 5 各国の送出手続について・・・・・・・・P. 15

第3 申請に必要な書類(記載例を含む。)・・・P. 17

第4 よくある質問・・・・・・・・P. 32

第5 「特定技能」の在留資格で働く方の声・・・P. 41

第6 問合せ先・・・・・・・・P. 43

第 1 特定技能制度について

1 特定技能制度とは



中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化しており、我が国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性が出てきているため、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築するために特定技能制度が創設されました。

1 在留資格「特定技能」

「特定技能」には、**2種類**の在留資格があります。



「**特定技能1号**」は、特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格であり、「**特定技能2号**」は、特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格です。

★トピック★

各在留資格のポイントは、以下のとおりです。

「特定技能1号」で在留する外国人に対しては、受入れ機関又は登録支援機関による支援の実施が求められていることに御注意願います（特定技能2号については、支援の対象外です。）。

特定技能1号のポイント

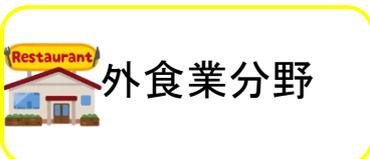
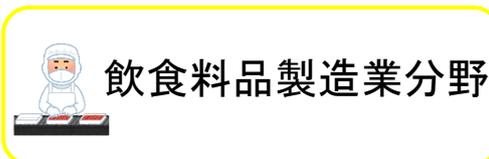
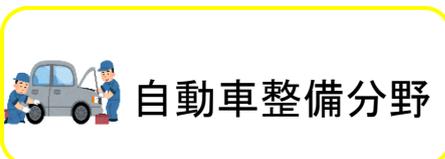
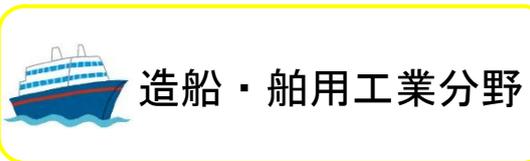
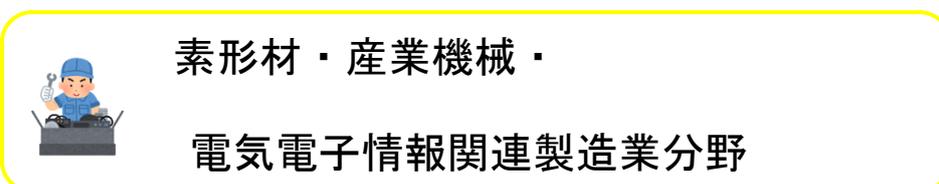
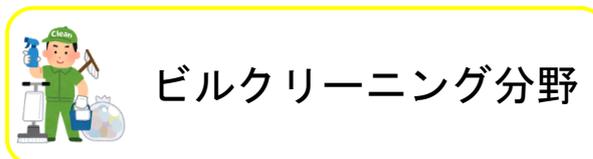
- 在留期間：1年を超えない範囲で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新、**通算で上限5年**まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

特定技能2号のポイント

- 在留期間：3年、1年又は6か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- 家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者、子）
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象外**

2 受入れ分野

特定技能1号による外国人の受入れ分野（特定産業分野）は、以下の12分野です。
そのうち、特定技能2号での受入れ対象は、介護分野以外の11分野となります。
※介護分野については、現行の専門的・技術的分野の在留資格「介護」があることから、特定技能2号の対象分野とはしていません。



★トピック★

分野ごとの業務内容等については、次のページの表のとおりです。
詳細を知りたい場合は、分野を担当している省庁へお尋ねください。

令和4年8月30日現在

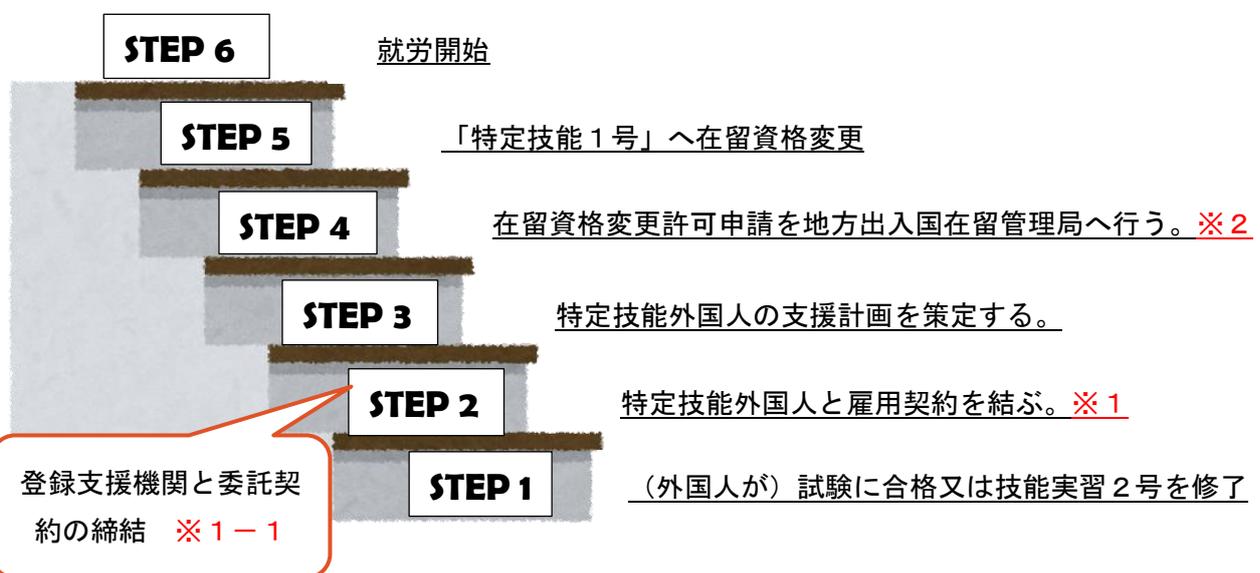
	分野	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項	
		受入れ見込数 (5年間の最大値)	技能 試験	日本語 試験	従事する業務	雇用 形態
厚 労 省	介護	50,900人	介護技能評価試験	国際交流基金日本語 基礎テスト 又は、 日本語能力試験 (上記に加えて) 介護日本語評価試験	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外 [1業務区分]	直接
	ビルクリーニング	20,000人	ビルクリーニング分野 特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語 基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・建築物内部の清掃 [1業務区分]	直接
経 産 省	素形材・産業機 械・電気電子情報 関連製造業	49,750人	製造分野特定技能1 号評価試験	国際交流基金日本語 基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 [3業務区分]	直接
国 交 省	建設	34,000人	建設分野特定技能1 号評価試験等	国際交流基金日本語 基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・土木 ・建築 ・ライフライン・設備 [3業務区分]	直接
	造船・船用工業	11,000人	造船・船用工業分野 特定技能1号試験等	国際交流基金日本語 基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・溶接 ・塗装 ・鉄工 ・仕上げ ・機械加工 ・電気機器組立て [6業務区分]	直接
	自動車整備	6,500人	自動車整備分野特定 技能評価試験等	国際交流基金日本語 基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随 [1業務区分]	直接
	航空	1,300人	特定技能評価試験 (航空分野:空港グ ランドハンドリング、航 空機整備)	国際交流基金日本語 基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) [2業務区分]	直接
	宿泊	11,200人	宿泊業技能測定試験	国際交流基金日本語 基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊 サービスの提供 [1業務区分]	直接
農 水 省	農業	38,500人	農業技能測定試験 (耕種農業全般、畜産 農業全般)	国際交流基金日本語 基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) [2業務区分]	直接 派遣
	漁業	6,300人	漁業技能測定試験 (漁業、養殖業)	国際交流基金日本語 基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植 物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動 植物の収穫(種)・処理、安全衛生の確保等) [2業務区分]	直接 派遣
	飲食品製造業	87,200人	飲食品製造業特定 技能1号技能測定試 験	国際交流基金日本語 基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・飲食品製造業全般(飲食品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生) [1業務区分]	直接
	外食業	30,500人	外食業特定技能1号 技能測定試験	国際交流基金日本語 基礎テスト 又は、 日本語能力試験	・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) [1業務区分]	直接

2 雇用の流れ



ここでは、①技能実習・留学など、その他の在留資格をもって日本国内に既に在留している外国人を雇用するまでと、②海外から、特定技能の在留資格をもって新規で日本で就労する外国人を雇用するまでとに分けて紹介します。

① 特定技能外国人が就労を開始するまでの流れ (日本国内に在留している外国人を採用するケース)



※1 ⇒ 在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請前に実施してください ↓

- ・ 受入れ機関等による事前ガイダンス 等
- ・ 健康診断

※1-1 ⇒ 1号特定技能外国人支援計画の一部の実施を第三者に委託したり、その全部の実施を登録支援機関に委託することができます（一部の委託を行う場合には、受入れ機関において、支援体制の基準を満たす必要があります。）。

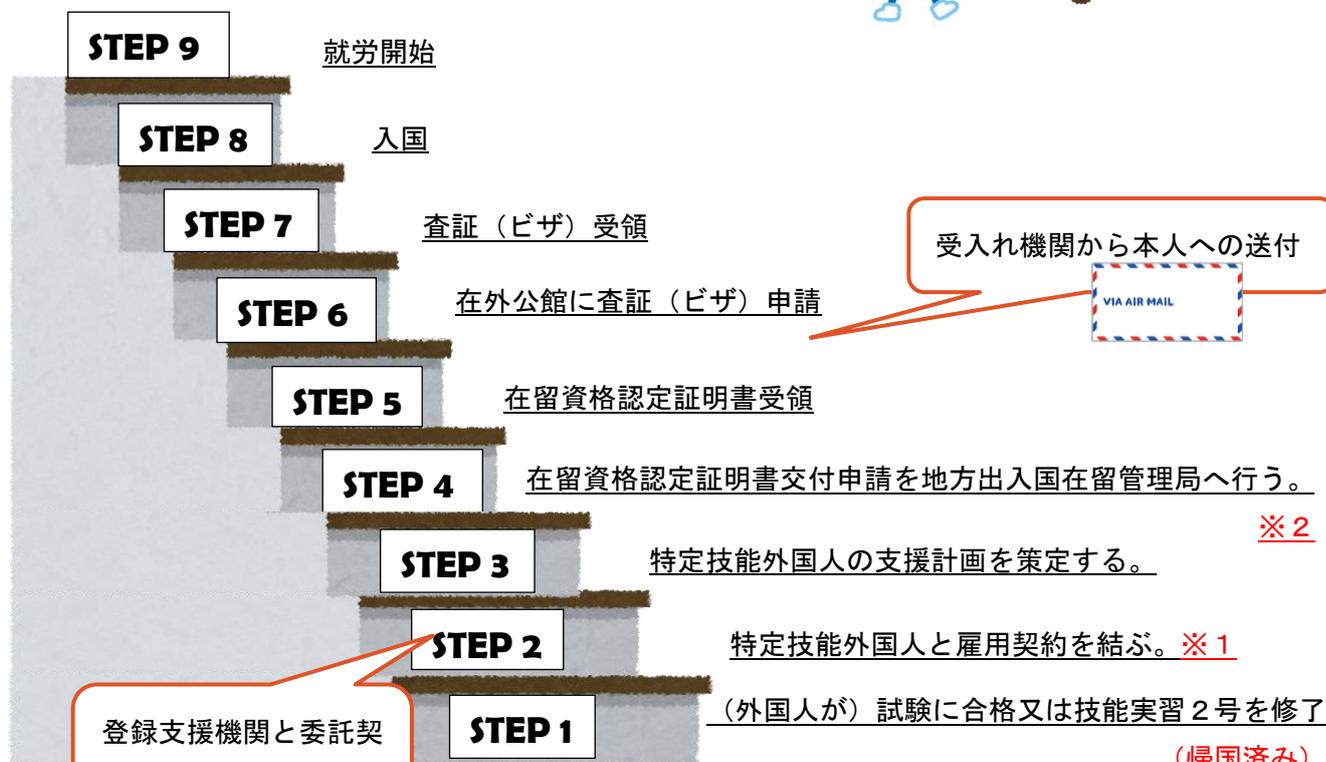
※2 ⇒ 主な添付資料 ↓ ↓

- ・ 受入れ機関の概要
- ・ 特定技能雇用契約書の写し
- ・ 1号特定技能外国人支援計画
- ・ 技能を証明する資料
- ・ 日本語能力を証明する資料等

★トピック★

- ✓ 原則は外国人本人による申請です。
- ✓ 地方局長に申請等取次者として承認を受けた場合、取次ぎが可能です。

② 特定技能外国人が就労を開始するまでの流れ
(海外から来日する外国人を採用するケース)



登録支援機関と委託契約の締結 ※1-1

ポイント

技能実習2号を良好に修了した方であれば、帰国済みであっても試験は免除されます。

※1～2については、前ページ①(日本国内に在留している外国人を採用するケース)を参照

★トピック★

- 特定技能外国人を雇用する際には、以下の点に留意願います。
- ✓各試験の合格前に内定を出すことは禁止されていません。
 - ✓特定技能外国人の技能試験及び日本語試験の合格と、受入れ機関との特定技能雇用契約締結の先後関係については、基本的には、特定技能外国人が各試験に合格した後、受入れ機関との特定技能雇用契約を締結することが想定されます。
 - ✓特定技能雇用契約を締結した上で、受験することもできますが、各試験に合格しなければ、受入れが認められないことに留意してください。

第2 特定技能外国人の雇用に当たって

1 特定技能外国人に必要な条件について

「特定技能1号」「特定技能2号」いずれも各特定産業分野の試験に合格する必要があります（「特定技能1号」は日本語試験にも合格する必要があります。）。

ただし、技能実習2号を良好に修了した技能実習生は、技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野（業務区分）との関係について関連性が認められる場合、試験が免除されます。

各技能試験・日本語試験については、まとめて下記のURLに掲載しています。

【技能試験情報】

○介護分野



https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html

（厚生労働省）



○ビルクリーニング分野



<https://www.j-bma.or.jp/qualification-training/zairyu>

（全国ビルメンテナンス協会）



○素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/index.html

（経済産業省）



○建設分野



<https://jac-skill.or.jp/exam.html>

（建設技能人材機構）



○造船・船用工業分野



<http://www.classnk.or.jp/hp/ja/authentication/evaluation/index.html>

（日本海事協会）



- 自動車整備分野 
<https://www.jaspa.or.jp/mechanic/specific-skill/index.html>
(日本自動車整備振興会連合会)



- 航空分野 <https://www.jaea.or.jp/>
(日本航空技術協会)



- 宿泊分野 <https://caipt.or.jp/>
(宿泊業技能試験センター)



- 農業分野 <https://asat-nca.jp/>
(全国農業会議所)



- 漁業分野 <https://suisankai.or.jp/>
(大日本水産会)



- 飲食料品製造業分野 <https://otaff.or.jp/>
(外国人食品産業技能評価機構)



- 外食業分野 <https://otaff.or.jp/>
(外国人食品産業技能評価機構)



【日本語試験（全分野共通）】

- 国際交流基金日本語基礎テスト <https://www.jpf.go.jp/jft-basic/>
(国際交流基金)



- 日本語能力試験 <https://www.jlpt.jp/>
(国際交流基金) (日本国際教育支援協会)



【日本語試験（介護分野）】

- 介護日本語評価試験 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html
(厚生労働省)



技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野（業務区分）との関係

技能実習から特定技能に移行できるのは、以下のようになります。

令和5年7月24日現在

1 農業関係(2職種6作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
耕種農業	施設園芸	農業(耕種農業全般)
	畑作・野菜	
	果樹	
畜産農業	養豚	農業(畜産農業全般)
	養鶏	
	酪農	
	養蚕	

2 漁業関係(2職種10作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
漁船漁業	かつお一本釣り漁業	漁業(漁業)
	延縄漁業	
	いか釣り漁業	
	まき網漁業	
	ひき網漁業	
	刺し網漁業	
	定置網漁業	
	かに・えびかご漁業	
	樽受網漁業	
養殖業	ほたてがい・まがき養殖	漁業(養殖業)

3 建設関係(22職種33作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)	
さく井	バーカッション式さく井工事	建設(土木)	
	ロータリー式さく井工事		
建築板金	ダクト板金	建設(建築)	建設(ライフライン・設備)
	内外装板金		
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工	建設(ライフライン・設備)	
建具製作	木製建具手加工	建設(建築)	
建築大工	大工工事	建設(建築)	
型枠施工	型枠工事	建設(土木)	建設(建築)
鉄筋施工	鉄筋筋立て	建設(土木)	
とび	とび	建設(土木)	建設(建築)
石材施工	石材加工	建設(建築)	
	石張り		
タイル張り	タイル張り	建設(建築)	
かわらぶき	かわらぶき	建設(建築)	
左官	左官	建設(建築)	
配管	建築配管	建設(ライフライン・設備)	
	プラント配管		
熱絶縁施工	保温保冷工事	建設(ライフライン・設備)	
内装仕上げ施工	ブラチック系床仕上げ工事	建設(建築)	
	カーペット系床仕上げ工事		
	鋼製下地工事		
	ボード仕上げ工事		
	カーテン工事		
サッシ施工	ビル用サッシ施工	建設(建築)	
防水施工	シーリング防水工事	建設(建築)	
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事	建設(土木)	建設(建築)
ウエルポイント施工	ウエルポイント工事	建設(土木)	
表装	壁装	建設(建築)	
建設機械施工	押土・整地	建設(土木)	
	精込み		
	掘削		
	締固め		
築炉	築炉	建設(建築)	

4 食品製造関係(11職種18作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
缶詰巻締	缶詰巻締	飲食料品製造業全般 (飲食料品製造業全般(飲食料品 (酒類を除く。))の製造・加工・安全衛生))
食鳥処理加工業	食鳥処理加工	
加熱性水産加工食品製造業	節類製造	
	加熱乾製品製造	
	調味加工品製造	
	くん製品製造	
非加熱性水産加工食品製造業	塩蔵品製造	
	乾製品製造	
	発酵食品製造	
	調理加工品製造	
	生食用加工品製造	
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造	
牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造	
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	
パン製造	パン製造	
そう菜製造業	そう菜加工	
農産物漬物製造業	農産物漬物製造	
医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造	

5 繊維・衣服関係(13職種22作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
紡績運転	前紡工程	
	精紡工程	
	巻糸工程	
	合ねん糸工程	
織布運転	準備工程	
	製織工程	
	仕上工程	
染色	糸浸染	
	織物・ニット浸染	
ニット製品製造	靴下製造	
	丸織みニット製造	
たて織ニット生地製造	たて織ニット生地製造	
婦人子供服製造	婦人子供既服縫製	
紳士服製造	紳士既服縫製	
下着類製造	下着類製造	
寝具製作	寝具製作	
カーペット製造	織じゅうたん製造	
	タフテッドカーペット製造	
	ニードルパンチカーペット製造	
帆布製品製造	帆布製品製造	
布はく縫製	ワイシャツ製造	
座席シート縫製	自動車シート縫製	

6 機械・金属関係(16職種31作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)			
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 (機械金属加工)			
	非鉄金属鋳物鋳造				
鍛造	ハンマ型鍛造	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 (機械金属加工)			
	プレス型鍛造				
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 (機械金属加工)			
	コールドチャンパダイカスト				
機械加工	普通旋盤	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業(機械金属加工)	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 (電気電子機器組立て)	造船・船用工業(機械加工)	
	フライス盤				
	数値制御旋盤				
	マシニングセンタ				
金属プレス加工	金属プレス	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 (機械金属加工)			
鉄工	構造物鉄工	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業(機械金属加工)	建設(土木)	建設(建築)	造船・船用工業(鉄工)
工場板金	機械板金	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 (機械金属加工)			
めっき	電気めっき	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 (金属表面処理)			
	溶融亜鉛めっき				
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 (金属表面処理)			
仕上げ	治工具仕上げ	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業(機械金属加工)	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 (電気電子機器組立て)	造船・船用工業(仕上げ)	
	金型仕上げ 機械組立仕上げ				
機械検査	機械検査	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業(機械金属加工)	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 (電気電子機器組立て)		
機械保全	機械系保全	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業(機械金属加工)	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 (電気電子機器組立て)		
電子機器組立て	電子機器組立て	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 (電気電子機器組立て)			
電気機器組立て	回転電機組立て	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業(機械金属加工)	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 (電気電子機器組立て)	造船・船用工業(電気機器組立て)	
	変圧器組立て				
	配電盤・制御盤組立て				
	閉閉制御器具組立て				
	回転電機巻線製作	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 (電気電子機器組立て)			
プリント配線板製造	プリント配線板設計	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 (電気電子機器組立て)			
	プリント配線板製造				
アルミニウム圧延・押出製品製造	引抜加工作業 仕上げ作業	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 (電気電子機器組立て)			

7 その他(20職種37作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)				
家具製作	家具手加工	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 (機械金属加工)				
印刷	オフセット印刷					
	グラビア印刷					
製本	製本	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 (電気電子機器組立て)				
プラスチック成形	圧縮成形	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 (機械金属加工)	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 (電気電子機器組立て)			
	射出成形					
	インフレーション成形					
	ブロー成形					
強化プラスチック成形	手積み積層成形	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 (機械金属加工)				
塗装	建築塗装	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 (機械金属加工)	建設(土木)	建設(建築)		
	金属塗装	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 (機械金属加工)				
	鋼橋塗装	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 (機械金属加工)	建設(土木)	建設(建築)		
	噴霧塗装	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 (機械金属加工)				
溶接	手溶接	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 (機械金属加工)	建設(土木)	建設(建築)	建設(ライフライン・設備)	造船・船用工業(溶接)
	半自動溶接					
工業包装	工業包装	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 (機械金属加工)				
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 (機械金属加工)				
	印刷箱製箱					
	貼箱製造					
	段ボール箱製造					
陶磁器工業製品製造	機械ろくろ成形	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 (機械金属加工)				
	圧力鋳込み成形					
	パッド印刷					
自動車整備	自動車整備	自動車整備				
ビルクリーニング	ビルクリーニング	ビルクリーニング				
介護	介護	介護				
リネンサプライ	リネンサプライ仕上げ	リネンサプライ仕上げ				
コンクリート製品製造	コンクリート製品製造	コンクリート製品製造				
宿泊	接客・衛生管理	宿泊				
RPF製造	RPF製造	RPF製造				
鉄道施設保守整備	軌道保守整備	軌道保守整備				
ゴム製品製造	成形加工	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 (機械金属加工)				
	押し出し加工					
	混練り圧延加工 複合積層加工					
鉄道車両整備	走行装置検修・解ぎ装	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 (機械金属加工)				
	空気装置検修・解ぎ装					

〇 社内検定型の職種・作業(2職種4作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)			
空港グランドハンドリング	航空機地上支援	空港グランドハンドリング			
	航空貨物取扱				
	客室清掃				
ボイラーメンテナンス	ボイラーメンテナンス	ボイラーメンテナンス			

2 マッチングについて

特定技能制度では、監理団体は設けておらず、受入れ機関は直接採用活動を行うか、国内外の職業紹介機関を活用し、採用活動を行うことになります。国内での募集であれば、ハローワーク等を通じて採用することも可能です。

また、出入国在留管理庁では、「特定技能」での就労を希望する外国人と、特定技能外国人の雇用を希望する企業に対するマッチング支援として、随時国内マッチングイベントを開催しています。イベントの情報については、出入国在留管理庁 HP 及び特定技能総合支援サイトに随時掲載していますので、御覧ください。



【特定技能総合支援サイト】 <https://www.ssw.go.jp/>

採用する特定技能外国人の国籍によっては、当該国の法律等によって所定の手続を経ることが求められている場合があるので、詳細は16ページで記載されている手続に従ってください。その他詳細については、直接各国の駐日大使館にお問合せください。

【求人情報ホームページ掲載有】

宿泊分野

日本旅館協会：<http://www.ryokan.or.jp/top/recruit/>

(一社)日本ホテル協会：<https://www.j-hotel.or.jp/recruit/jp/>

(一社)全日本ホテル連盟：<https://www.anha.or.jp/foreigner-job/>

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会：<https://recruit.yadonet.ne.jp/>

(↑※ログインIDとパスワードが必要です。)



3 雇用における注意点

特定技能外国人を受け入れるためには、省令等で定められた基準を満たす必要があります。

特定技能制度の特徴の一つとして、受入れ機関は、雇用した1号特定技能外国人に対して日本で生活するために各種支援を実施する義務があります。

特定技能外国人を受け入れた後も、受入れ機関の義務を確実に履行することが求められます。

1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

(1) 外国人と結ぶ雇用契約が適切であること

○ 特定技能外国人の報酬の額や労働時間等が日本人と同等以上 etc...

(2) 受入れ機関自体が適切であること

○ 法令等を遵守し「禁錮以上の刑に処せられた者」等の欠格事由に該当しないこと

○ 保証金の徴収や違約金契約を締結していないこと etc...

(3) 外国人を支援する体制があること

(4) 外国人を支援する計画が適切であること

2 受入れ機関の義務

(1) 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行すること

(2) 外国人への支援を適切に実施すること

(3) 出入国在留管理庁及びハローワークへの各種届出

特定技能外国人の受入れ後は、受入れ状況等について、地方出入国在留管理局及びハローワークに定期又は随時の届出を行う（12ページ）。

3 1号特定技能外国人支援計画の作成

1号特定技能外国人を受け入れる受入れ機関は、当該外国人が「特定技能1号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画（1号特定技能外国人支援計画）を作成し、当該計画に基づいて支援を行わなければなりません。

支援計画の主な記載事項

- 支援責任者の氏名及び役職等
- 登録支援機関（登録支援機関に委託する場合のみ。）
- 下記の10項目

① 事前ガイダンス

- ✚ 在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



② 出入国する際の送迎

- ✚ 入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
- ✚ 帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③ 住居確保・生活に必要な契約支援

- ✚ 連帯保証人になる・社宅を提供する等
- ✚ 銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④ 生活オリエンテーション

- ✦ 円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤ 公的手続等への同行

- ✦ 必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥ 日本語学習の機会の提供

- ✦ 日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦ 相談・苦情への対応

- ✦ 職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧ 日本人との交流促進

- ✦ 自治会等の地域住民との交流の場、地域のお祭りなどの行事の案内や参加の補助等



⑨ 転職支援（人員整理等の場合）

- ✦ 受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供

⑩ 定期的な面談・行政機関への通報

- ✦ 支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的（3か月に1回以上）に面談し、労働基準法違反等があれば通報



4 分野別協議会について

特定技能外国人を受け入れる全ての受入れ機関は、特定産業分野ごとに分野所管省庁が設置する協議会の構成員になることが求められます。

協議会は、分野所管省庁、受入れ機関、業界団体その他関係省庁等で構成され、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度や情報の周知、法令順守の啓発のほか、地域ごとの人手不足の状況を把握し、必要な対応を行います。

協議会への加入手続の詳細は、各分野所管省庁のホームページを御覧ください。

5 届出について

受入れ機関・登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、各種届出を随時又は定期に行わなければなりません。

受入れ機関が届出の不履行や虚偽の届出といった違反が発覚した場合、指導・罰則の対象となります。登録支援機関についても、指導や登録の取消しの対象となります。

(1) 受入れ機関の届出

○ 随時の届出

- ・ 特定技能雇用契約及び登録支援機関との支援委託契約に係る変更、終了、新たな契約の締結に関する届出
- ・ 支援計画の変更に係る届出
- ・ 特定技能外国人の受入れ困難時の届出
- ・ 出入国又は労働関係法令に関する不正行為等を知った時の届出
- ・ 外国人を雇い入れた時または離職した時に氏名や在留資格等の情報を届出（地方出入国在留管理局でなくハローワークに届け出てください。）

○ 定期の届出

- ・ 特定技能外国人の受入れ状況や活動状況に関する届出
- ・ 支援計画の実施状況に関する届出

(2) 登録支援機関の届出

○ 随時の届出

- ・ 登録の申請事項の変更の届出
- ・ 支援業務の休廃止又は再開の届出

○ 定期の届出

- ・ 支援業務の実施状況等に関する届出

★トピック★

✓支援に要する費用は、受入れ機関等において負担します。

✓外国人であることを理由に、（福利厚生施設の利用など）待遇面において差別的な取扱いがあってはなりません。

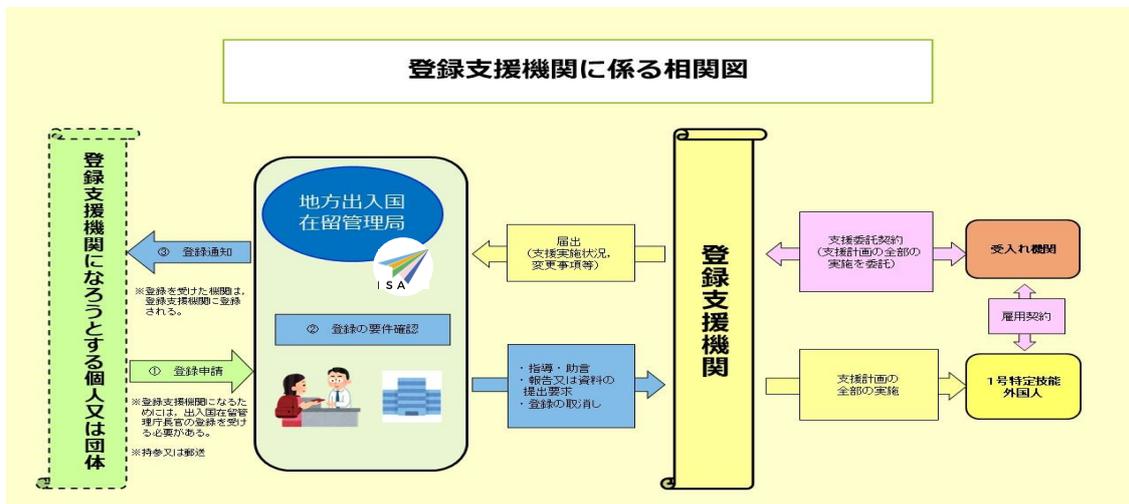
4 登録支援機関について

受入れ機関は、特定技能外国人への支援を実施しなければなりません。当該支援業務については、登録支援機関に支援計画の全部又は一部を委託することもできます。

登録支援機関に支援計画の全部の実施を委託した場合は、受入れ機関が満たすべき支援体制を満たしたものとみなされます。

登録支援機関は、委託を受けた支援業務の実施を更に委託することはできません。

登録支援機関になるためには、受入れ機関と業務委託のための契約を結び、出入国在留管理庁長官の登録を受ける必要があります。その他受入れ機関と同様に、登録を受けるための基準と義務があります。



1 登録を受けるための基準

(1) 機関自体が適切であること

- 法令等を遵守し「禁錮以上の刑に処せられた者」などの欠格事由に該当しないこと
- 法人のみならず、個人事業主であっても登録を受けることができます。

(2) 外国人を支援する体制があること

- 登録を受けるためには支援計画の全部を実施できる必要があり、支援の一部のみを行うものとして登録を受けることはできません。

2 登録支援機関の義務

(1) 外国人への支援を適切に実施すること

(2) 出入国在留管理庁への各種届出を行うこと

★トピック★

- ✓登録は5年間有効となっており、更新を受けなければ登録は効力を失います（登録の有効期間満了日の6か月前の月の初日から4か月前の月の月末までに更新申請を行ってください。）。
- ✓登録には申請手数料が必要です（新規登録2万8,400円、登録更新1万1,100円）。
- ✓登録を受けた機関は、登録支援機関登録簿に登録され、出入国在留管理庁ホームページに掲載されます。

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanrio7_00205.html



5 各国の送出手続について



日本と在留資格「特定技能」に係る協力覚書（以下「特定技能MOC」といいます。）を作成した国によっては、それぞれの国の国内規定に基づき送出手続を定めている場合があります。

この項目では、送出手続が判明している国について御案内します。

既に特定技能MOCを作成した国であっても、外国側の送出手続が未整備の国がありますが（注1）、これらの国については、今後その内容が判明次第、出入国在留管理庁ホームページ等にて御案内します。

なお、国によっては、送出手続を行ったことを証明する書類を発行しており、特定技能MOCにおいて、日本側が特定技能外国人を受け入れるに当たり、当該書類を確認することが規定されている場合があります。そのような国については、在留資格認定証明書交付申請及び在留資格変更許可申請（以下「在留諸申請」といいます。）において、当該書類を提出していただく必要があります（注2）ので、その点も併せて御確認ください。

（注1） 送出手続について確認中又は調整の国（令和5年8月時点）

マレーシア、キルギス、ラオス、パキスタン

（注2） 外国側の送出手続が整備中の国の国籍の方であっても、入管法令に従って在留諸申請を行うことができます（この場合上述の送出手続を行ったことを証明する書類を在留諸申請の際に提出する必要はありません。）。また、特定技能MOCを作成した国でなければ、特定技能外国人の受入れができません。

（注3） 在留諸申請の際に独自の提出書類がある国（令和5年8月時点）

カンボジア、タイ、ベトナム

★トピック★

出入国在留管理庁のホームページに、各国における手続の詳細について掲載しています。

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanrio6_00073.html



主な送出手続早見表

カンボジア	<ul style="list-style-type: none"> ○認定送出国機関を通じて採用活動を行う。 ○特定技能外国人は、認定送出国機関を通じて登録証明書の取得が必要。
インドネシア	<ul style="list-style-type: none"> ○インドネシア政府が管理する労働市場情報システムに登録するほか、インドネシアの職業紹介事業者（P3MI）を利用して採用活動を行うことも可能。 ○特定技能外国人は、同政府が管理する海外労働者管理サービスシステムへの登録が必要（新たにインドネシアから受け入れる場合は査証申請前に行う。）。
ネパール	<ul style="list-style-type: none"> ○直接採用活動を行うほか、受入れ機関は、駐日ネパール大使館に求人申込を提出することも可能（有料）。 ○日本に入国する際、特定技能外国人は、海外労働許可証を取得する。
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> ○認定送出国機関との間で人材募集や雇用に関する募集取決めの締結が必要。 ○受入れ機関は、在東京フィリピン大使館又は在大阪フィリピン総領事館移住労働者事務所（MWO）に書類を提出し、審査や面接を受ける。 ○受入れ機関は、特定技能所属機関として移住労働者省に登録される。 ○フィリピンを出国時に、認定送出国機関を通じて海外雇用許可証の取得が必要。
ミャンマー	<ul style="list-style-type: none"> ○認定送出国機関を通じて求人票の提出などの採用活動を行う（ミャンマーから新たに受け入れる場合のみ。）。 ○特定技能外国人は、海外労働身分証明カードを取得する（ミャンマーから新たに受け入れる場合のみ。）。 ○特定技能外国人は、在日ミャンマー大使館でパスポートの更新を行う（日本に在留する方のみ。）。
タイ	<ul style="list-style-type: none"> ○在京タイ王国大使館労働担当官事務所に雇用契約書等を提出し、認証を受ける（認証印の押印を受ける。）。 ○特定技能外国人は、海外労働・出国許可の取得が必要。
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> ○認定送出国機関との間で労働者提供契約を締結し、ベトナム労働・傷病兵・社会問題省海外管理局から承認を受けた上で、認定送出国機関を通じて採用活動を行う。 ○認定送出国機関を通じて推薦者表を取得する。
モンゴル	<ul style="list-style-type: none"> ○受入れ機関はモンゴル労働・社会保障省労働福祉サービス庁と双務契約を締結し採用活動を行う（モンゴルから新たに受け入れる場合のみ。）。
ウズベキスタン	<ul style="list-style-type: none"> ○直接採用活動を行うほか、民間の送出国機関又はウズベキスタン雇用・労働関係省対外労働移民庁との間で人材募集に係る契約を締結し、採用活動を行うことが可能。
スリランカ	<ul style="list-style-type: none"> ○特定技能外国人は、スリランカ海外雇用促進・市場多様化担当国務省海外雇用局に対し、海外労働登録が必要。
インド	<ul style="list-style-type: none"> ○直接採用活動を行うほか、インド政府が管理するシステム（eMigrate）に登録して採用活動を行うことが可能。
バングラデシュ	<ul style="list-style-type: none"> ○直接採用活動を行うほか、民間の送出国機関を介し、採用活動を行うことが可能。 ○特定技能外国人は、エミグレーション・クリアランス・カードの取得が必要。

3 申請に必要な書類（記載例を含む。）

1 概要

外国人の方が在留資格「特定技能」の許可を受けるため場合には、次のような書類が必要です。

- 申請書（外国人・受入れ機関がそれぞれ作成します。）
 - 技能水準、日本語能力水準に関する書類
 - 労働条件に関する書類
 - 労働保険・社会保険・税に関する書類（外国人・受入れ機関）
 - 特定技能（1号）の外国人の支援に関する書類
- など・・・

2 申請書・参考様式・記載例等

以下のホームページで案内しています（ダウンロード可能）。

特定技能外国人の在留諸申請の申請書・記載例：

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/specifiedskilledworker.html>

特定技能に関する参考様式・記載例：

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/10_0020.html

事業者等の関係者向けの運用要領等：

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanrio7_00202.html

申請書（記載例）	参考様式（記載例）	運用要領等
		

【申請書記載例（在留資格変更許可申請の場合）】

所属機関等作成用 1 V (「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

直接雇用とする場合

1 雇用している外国人の氏名 KOU OTUHEI 甲 乙丙

2 特定技能雇用契約

(1)雇用契約期間 20△△年 〇〇月 ××日 から 20××年 △△月 〇〇日 まで

(2)従事すべき業務の内容(複数ある場合は全て記入)

特定産業分野 素形材・産業機械・電気電子情報関連産業 業務区分 溶接

職種 主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) 102
他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

(3)所定労働時間(週平均) 40 時間 所定労働時間(月平均) 175 時間

所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であることの有無 有・無

(4)月額報酬(税引き前の支払額) ※ 各種手当(通勤・住宅・扶養等)が標準の条件をなすものを除く

180,000 円

基本給の時間換算額 1,028 円

同等の業務に従事する日本人の月額報酬 180,000 円

報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であることの有無 有・無

(5)報酬の支払方法 通貨払 口座振込み

(6)外国人であることを理由として、日本人と異なった待遇としている事項の有無 有・無

有(内容: 無)

(7)外国人が一時帰国を希望した場合には、必要な有給休暇を取得させるものとしていることの有無 有・無

(8)雇用関係につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) 有・無

(9)外国人が特定技能(8)及び(11)については特定技能外国人が従事する分野により異なります。末尾に掲載の資料を御参照ください。 有・無

(10)外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていることの有無 有・無

(11)外国人の適正な在留に資するために必要な事項につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) 有・無

(12)派遣先(労働者派遣の対象とする場合に記入)

氏名又は名称 なし 法人番号(13桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

雇用保険適用事業所番号(11桁) ※非該当事業所は記入省略

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

住所(所在地) _____ 電話番号 _____

代表者の氏名 _____

派遣期間 _____ 年 _____ 年

(13)職業紹介事業者(特定技能雇用) _____ がある場合 _____

氏名又は名称 〇〇株式会社 法人番号(13桁)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

雇用保険適用事業所番号(11桁) ※非該当事業所は記入省略

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

住所(所在地) 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇-〇 電話番号 △△△-〇〇〇-××××

許可・届出番号 〇〇〇 受理年月日 〇〇年 ××月 △△日

同等の業務に従事する日本人がいない場合は「なし」と記載してください。

(8)及び(11)については特定技能外国人が従事する分野により異なります。末尾に掲載の資料を御参照ください。

職業紹介事業者の仲介がない場合は「なし」と記載してください。

国税庁が指定した13桁の法人番号を記載してください。 ※チェックデジットの記載も必要です。

所属機関等作成用 1 V (「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

派遣雇用とする場合
(派遣形態が認められているものは、農業又は漁業の2分野のみ。)

1 雇用している外国人の氏名 KOU OTUHEI 甲 乙丙

2 特定技能雇用契約
(1)雇用契約期間 20△△年 〇〇月 ××日 から 20××年 △△月 〇〇日 まで

(2)従事すべき業務の内容(複数ある場合は全て記入)
特定産業分野 農業 業務区分 耕種農業全般

職種 主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) 101
 他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

(3)所定労働時間(週平均) 40 時間 所定労働時間(月平均) 175 時間
所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であることの有無 有 無

(4)月額報酬(税引き前の支払額) ※ 各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。
180,000 円
基本給の時間換算額 1,028 円
同等の業務に従事する日本人の月額報酬 180,000 円
報酬の額が日本人に従事する場合の報酬の額と同等以上であることの有無 有 無

(5)報酬の支払方法 通貨払 口座振込み

(6)外国人であることを理由として、日本人と異なった待遇としている事項の有無
有(内容: 無 有 無

(7)外国人が一時帰国を希望した場合には、必要な有給休暇を取得させるものとしていることの有無 有 無

(8)雇用関係につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) 有 無
(8)及び(11)については特定技能外国人が従事する分野により異なります。末尾に掲載の資料を御参照ください。

(9)外国人が特定技能となるよう必要 有 無
二、出国が円滑に

(10)外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていることの有無 有 無

(11)外国人の適正な在留に資するために必要な事項につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) 有 無
国税庁が指定した13桁の法人番号を記載してください。

(12)派遣先(労働者派遣の対象とする場合に記入)
氏名又は名称 〇〇農園 法人番号(13桁)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	-	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

住所(所在地) 〇〇県△△市××1-1 電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
代表者の氏名 農園 太郎
派遣期間 20△△年 〇〇月 ××日 から 20××年 △△月 〇〇日
国税庁が指定した13桁の法人番号を記載してください。 ※チェックデジットの記載も必要です。

(13)職業紹介事業者(特定技能雇用契約の成立をあっせんする職業紹介事業者がある場合に記入)
氏名又は名称 〇〇株式会社 法人番号(13桁)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

職業紹介事業者の仲介がない場合は「なし」と記載してください。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	-	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

住所(所在地) 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇-〇 電話番号 △△△-〇〇〇-××××
許可・届出番号 〇〇〇 受理年月日 〇〇年 ××月 △△日

所属機関等作成用 2 V (「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

(14)取次機関(職業紹介事業者があっせんを行うに際し、情報の取次ぎを行う者がある場合)
 氏名又は名称 〇〇〇有限公司

住所(所在地) 〇〇省××市△△町123 電話番号 △△-×××-〇〇〇

3 特定技能所属機関

(1)氏名又は名称 株式会社 〇〇工業 (2)法人番号(13桁)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(3)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略

1	2	3	4	-	5	6	7	8	9	0	-	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(4)業種 主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)

8

 他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

(5)住所(所在地) △△県〇〇市××1-1-1 電話番号 △△-×××-〇〇〇

(6)資本金 〇〇〇 万 円 (7)年間売上金額(直近年度) △△△ 万 円

(8)常勤職員数 ×× 名

(9)代表者の氏名 入替 太郎

(10)勤務させる事業所名 株式会社 〇〇工業 △△工場 所在地 〇〇県△△市××2-2-2

健康保険及び厚生年金保険の適用事業所であることの有無 有 無
 労災保険及び雇用保険の適用事業所であることの有無 有 無

労働保険番号

1	2	-	3	4	5	-	6	7	8	9	0	1	-	2	3	4	-	5	6	7	8
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

 (末尾4桁は割り振られている場合のみ記入)

(11)労働、社会保険及び租税に関する法令の規定に違反したことの有無 有 無
 有(内容):

(12)特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又は締結の日以後に、外国人が従事する業務と同種の業務に従事していた労働者を非自発的に離職させたことの有無 有 無
 有(内容・理由):

(13)特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又は締結の日以後に、特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させたことの有無 有 無
 有(内容):

(14)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が法令に違反して罰に処せられたことの有無 有 無
 有(内容・該当者名):

(15)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が特定技能雇用契約の適正な履行に影響する精神の機能の障害を有することの有無 有 無
 有(内容・該当者名):

(16)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ないことの有無 有 無
 有(内容・該当者名):

(17)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消されたことの有無 有 無
 有(内容・該当者名):

(18)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消された法人の役員であったことの有無 有 無
 有(内容・該当者名):

(19)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が特定技能雇用契約の締結の日前5年以内又は締結の日以後に、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことの有無 有 無
 有(内容・該当者名):

(20)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が暴力団員であること又は5年以内に暴力団員であったことの有無 有 無
 有(内容・該当者名):

(21)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者の法定代理人(法人である場合はその役員)が(14)から(20)に該当することの有無(特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合に記入)
 有(内容・該当者名): 有 無

海外の送出機関を含みます。該当がない場合は「なし」と記載してください。

労働保険番号が複数ある場合は、別紙に事業所名、所在地及び労働保険番号を記載してください。

所属機関等作成用 3 V 「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」

直接雇用とする場合
(派遣形態が認められているのは、農業又は漁業の2分野のみ。)

(22)暴力団員又は5年以内に暴力団員であった者がその事
有(内容:) 有・無

(23)外国人の活動内容に関する文書を作成し、活動をさせる事業所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしてい
この有無) 有・無

(24)特定技能雇用契約に係る保証金の徴収その他財産管理又は違約金等の支払契約があることを認識して特定技能雇用契約を締結し
ていることの有無) 有・無

有(内容:) 有・無

(25)特定技能雇用契約の不履行について違約金等の支払契約を締結していることの有無) 有・無

有(内容:) 有・無

(26)1号特定技能外国人支援に要する費用について、直接又は間接に外国人に負担させないこととしていることの有無(申請人が「特定技能1
号」での在留を希望する場合に記入)) 有・無

(以下(27)、(28)は外国人を労働者派遣の対象とする場合に記入)

(27)次のいずれかに該当することの有無) 有・無

(有の場合は該当するものを選択)

①派遣先において従事する業務の属する特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っていること))

(内容:))

②地方公共団体又は①に該当する者が資本金の過半数を出資していること))

(内容:))

③地方公共団体又は①に該当する者が業務執行に実質的に関与していること))

(内容:))

④派遣先において従事する業務の属する分野が農業である場合であって国家戦略特別区域法第16条の5第1項に規定する特定機
関であること))

(28)労働者派遣をすることとしている派遣先が(11)から(22)に該当していることの有無) 有・無

有(内容:) 有・無

(29)労災保険加入等の措置の有無) 有・無

有(内容: 労災保険加入)) 有・無

(30)特定技能雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていることの有無) 有・無

(31)外国人の報酬を、当該外国人の指定する銀行その他の金融機関に対する振込み又は現実に支払われた額を確認できる方法によって
支払われることとしておき、かつ、後者の場合には、出入国在留管理庁長官に報酬の支払を裏付ける客観的な資料を提出し、その確認
を受け) 有・無

特定技能外国人が従事する分野により異なります。末尾に掲載の資料を御参照ください。) 有・無

(32)特定技能雇用契約の適正な履行の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて当該事業所に適していることの有無
(当該基準が定められている場合に記入)) 有・無

(以下(33)から(41)は申請書を作成しない場合) 有・無

支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合は記載不要です。 (外国人支援計画の全部の実

(33)支援責任者名 法務 次郎 所属・役職 総務部長) 有・無

役員又は職員の中から支援責任者を選任していることの有無) 有・無

(34)支援担当者名 法務 三郎 所属・役職 総務部 主任) 有・無

役員又は職員の中から、業務に従事させる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任していることの有無) 有・無

(35)次のいずれかに該当することの有無) 有・無

(有の場合は該当するものを選択)

①過去2年間に於いて法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける
活動を行うことができる在留資格に限る)をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績を有すること))

②支援責任者及び支援担当者が過去2年以内に法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営す
る活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る)をもって在留する中長期在留者の生活相談業務に従事した経験
を有すること))

③その他支援業務を適正に実施できる事情を有すること (内容:))

(36)1号特定技能外国人支援計画に基づく支援を、外国人が十分に理解することができる言語によって行うことができる体制を有しているこ
この有無) 有・無

(37)1号特定技能外国人支援の状況に関する文書を作成し、1号特定技能外国人支援を行う事業所に特定技能雇用契約終了の日から1年
以上備えて置くこととしていることの有無) 有・無

所属機関等作成用 3 V (「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

派遣雇用とする場合
(派遣形態が認められているのは、農業又は漁業の2分野のみ。)

(22)暴力団員又は5年以内に暴力団員であった者がその事務(内容:) (有)・無

(23)外国人の活動内容に関する文書を作成し、活動をさせる事業所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていること(内容:) (有)・無

(24)特定技能雇用契約に係る保証金の徴収その他財産管理又は違約金等の支払契約があることを認識して特定技能雇用契約を締結していること(内容:) (有)・無

(25)特定技能雇用契約の不履行について違約金等の支払契約を締結していること(内容:) (有)・無

(26)1号特定技能外国人支援に要する費用について、直接又は間接に外国人に負担させないこととしていること(申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合に記入) (有)・無

(以下(27)、(28)は外国人を労働者派遣の対象とする場合に記入)

(27)次のいずれかに該当することの有無 (有)・無
(有の場合は該当するものを選択)

①派遣先において従事する業務の属する特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っていること
(内容: 農業協同組合であり、農業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っている))

②地方公共団体又は①に該当する者が資本金の過半数を出資していること (内容:))

③地方公共団体又は①に該当する者が業務執行に実質的に関与していること (内容:))

④派遣先において従事する業務の属する分野が農業である場合であって国家戦略特別区域法第16条の5第1項に規定する特定機関であること

(28)労働者派遣をすることとしている派遣先が(11)から(22)に該当していること(内容:) (有)・無

(29)労災保険加入等の措置の有無 (有)・無
 有 内容: 労災保険加入)

(30)特定技能雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていること(内容:) (有)・無

(31)外国人の報酬を、当該外国人の指定する銀行その他の金融機関に対する振込み又は現実に支払われた額を確認できる方法によって支払われることとしており、かつ、後者の場合には、出入国在留管理庁長官に報酬の支払を裏付ける客観的な資料を提出し、その確認を受けること (内容: 特定技能外国人が従事する分野により異なります。末尾に掲載の資料を御参照ください。) (有)・無

(32)特定技能雇用契約の適正な履行の確保につき特定産業分野に特有の事情に基づき、当該事業所に必要と認められる措置を講ずること (当該基準が定められている場合に記入) (有)・無

(以下(33)から(41)は、労働者派遣を行う場合、労働者派遣会社(労働者派遣事業者)に労働者派遣の全部の業務を委託しない場合は、労働者派遣会社(労働者派遣事業者)の名称を記載し、労働者派遣会社(労働者派遣事業者)の名称を記載しない場合は、労働者派遣会社(労働者派遣事業者)の名称を記載不要です。

(33)支援責任者名 農協 次郎 所属・役職 総務部長
役員又は職員の中から支援責任者を選任していること(内容:) (有)・無

(34)支援担当者名 農協 三郎 所属・役職 総務部 主任
役員又は職員の中から、業務に従事させる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任していること(内容:) (有)・無

(35)次のいずれかに該当することの有無 (有)・無
(有の場合は該当するものを選択)

①過去2年間において法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る)をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績を有すること

②支援責任者及び支援担当者が過去2年以内に法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る)をもって在留する中長期在留者の生活相談業務に従事した経験を有すること

③その他支援業務を適正に実施できる事情を有すること (内容:))

(36)1号特定技能外国人支援計画に基づく支援を、外国人が十分に理解することができる言語によって行うことができる体制を有していること(内容:) (有)・無

(37)1号特定技能外国人支援の状況に関する文書を作成し、1号特定技能外国人支援を行う事業所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていること(内容:) (有)・無

所属機関等
支援計画の**全部**の実施を登録支援機関に委託する場合は記載不要

(38)支援責任者及び支援担当者、1号特定技能外国人支援計画が中絶した場合は記入しなくてはならないことのあることの有無 有 無

(39)特定技能雇用契約締結の日前5年以内又は締結の日以後に適合1号特定技能外国人支援計画に非づく1号特定技能外国人支援を定めたことの有無 有 無

(40)支援責任者又は支援担当者等が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施できる体制を有していることの有無 有 無

(41)適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合) 有 無

4 1号特定技能外国人が従事する分野により異なります。末尾に掲載の資料を御参照ください。

(1)在留期間中に本邦に上陸し滞留するに当たって留意すべき事項に関する情報の提供を外国人が十分に理解することができる言語により実施することの有無 有 無

(2)上記住居について、前面1号、又はテレビ電話装置その他の方法により行うこととしていることの有無 有 無

(3)出国時に港又は飛行場への送迎をすることとしていることの有無 有 無

(4)適切な住居の確保に係る支援をすることとしていることの有無 有 無

(5)労働機関における救命・避難等の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすることとしていることの有無 有 無

(6)在留資格変更後、本邦での生活一般に関する事項、国又は地方公共団体の機関への届出その他の手続、相談又は苦情の申出に関する連絡先、十分に理解することができる言語で医療を受けることができる医療機関に関する事項、防災・防災に関する事項、緊急時における対応に必要な事項及び外国人の法的保護に必要な事項に関する情報の提供を外国人が十分に理解することができる言語により実施することとしていることの有無 有 無

(7)外国人が国又は地方公共団体の機関への届出その他の手続を履行するに当たり、必要に応じ、関係機関への同行その他の必要な協力を講ずることとしていることの有無 有 無

(8)日本語を学習する機会を提供することとしていることの有無 有 無

(9)外国人が十分に理解することができる言語により、相談又は苦情の申出に対して、迅速かつ、適切に応じるとともに、必要な措置を講ずることとしていることの有無 有 無

(10)外国人と日本人との交流の促進に係る支援をすることとしていることの有無 有 無

(11)外国人が、そのために採すべき事項により特に特定技能雇用契約を解除される場合は、転職支援をすることとしていることの有無 有 無

(12)支援責任者又は支援担当者等が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談(外国人が行う場合には当該外国人が十分に理解することができる言語による面談)を実施し、問題の発生を知ったときは、その旨を関係行政機関に通報することとしていることの有無 有 無

(13)1号特定技能外国人支援計画を日本語及び外国人が十分に理解することができる言語により作成し、当該外国人にその写しを交付することとしていることの有無 有 無

(14)特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準を1号特定技能外国人支援計画に示していることの有無(当該事項が定められている場合)
(14)及び(16)については特定技能外国人が従事する分野により異なります。
末尾に掲載の資料を御参照ください。

(15)支援の内容 有 無

(16)1号特定技能外国人支援計画の内容につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合) 有 無

5 登録支援機関(登録支援機関)に委託する場
支援計画の**全部**の実施を登録支援機関に委託する場合に記載してください。

国税庁が指定した13桁の法人番号を記載してください

(1)氏名又は名称 法務協同組合 (2)法人番号(13桁) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

(3)雇用保険適用事業所番号(11桁)雇用保険適用事業所加入時期 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1

(4)住所(所在地) 〇〇県〇〇市〇〇町1-1 電話番号 〇〇-△△△△-××××

(5)代表者の氏名 佐藤 太郎

(6)登録番号 19登〇〇〇〇〇〇 (7)登録年月日 2019 年 〇〇 月 △△ 日

(8)支援を行う事務所の名称 法務協同組合 〇〇支所 (9)所在地 〇〇県〇〇市〇〇町3-3

(10)支援責任者名 佐藤 次郎 (11)支援担当者名 佐藤 三郎

(12)対応可能言語 中国語、ベトナム語 (13)支援委託手数料(月額/人) 〇〇〇円

以上の記載内容は事実と相違ありません。
特定技能所属機関名、代表者氏名の記名/申請書作成年月日
株式会社 〇〇工業 代表取締役 佐藤太郎 20△△ 年 ×× 月 〇〇 日

注意
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、特定技能所属機関が変更箇所を訂正すること。

特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示等で定められているもの

分野 (特定技能外国人が 従事する分野)	申請人等 作成用3枚目 項番2(7)	所属機関 作成用1枚目 項番2(8)	所属機関 作成用1枚目 項番2(11)	所属機関 作成用3枚目 項番3(32)	所属機関 作成用4枚目 項番3(41)	所属機関 作成用4枚目 項番4(14)	所属機関 作成用4枚目 項番4(16)
介護	○	-	-	○	-	-	-
ビルクリーニング	○	-	-	○	-	-	-
資材・産業機械・ 電気電子情報関連製 造業	○	○	-	○	-	-	-
建設	○	-	-	○	○	-	-
造船・船用工業	○	-	-	○ (注1)	○ (注1)	-	-
自動車整備	○	-	-	○ (注2)	○ (注2)	-	-
航空	○	-	-	○	○	-	-
宿泊	○	-	-	○	○	-	-
農業	-	-	-	○	○	-	-
漁業	-	-	-	○	○	-	-
飲食品製造業	○	○	-	○	○	-	-
外食業	○	-	-	○	○	-	-

上記の表に関し、次の記号のとおり記載してください。

○：各分野ごとに特定技能所属機関が作成する誓約書（「特定技能外国人の受入れに関する誓約書」など）において、遵守すべき事項をすべて満たしている場合には「有」としてください。

注1：特定技能所属機関が上記○に該当し、かつ、造船・船用工業分野に係る事業を営む者である場合には「有」としてください。

注2：特定技能所属機関が上記○に該当し、かつ、道路運送車両法第78条第1項に基づき地方運輸局長から認証を受けた事業場を有する場合には「有」としてください。

-：記載不要です。

各分野ごとに特定技能所属機関が作成する誓約書についてはこちらのHP（Ⅲ 特定の分野に係る要領別冊）に掲載しています。

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukant107_00201.html



【申請書記載例（在留資格認定証明書交付申請の場合）】

所属機関等作成用 1 V (「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

直接雇用とする場合

1. 雇用する外国人の氏名 KOU OTUHEI

2. 特定技能雇用契約

(1) 雇用契約期間 20△△ 年 〇〇 月 ×× 日 から 20×× 年 △△ 月 〇〇 日 まで

(2) 従事すべき業務の内容(複数ある場合は全て記入)
 特定産業分野 造船・産業機械・電気電子情報関連製造業分野 業務区分 溶接

職種 主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) 102
 他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

(3) 所定労働時間(週平均) 40 時間 所定労働時間(月平均) 175 時間
 所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であることの有無 有 無

(4) 月額報酬(税引き前の支払額) ※ 各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。
180,000 円
 基本給の時間換算額 1,028 円
 同等の業務に従事する日本人の月額報酬 180,000 円
 報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であることの有無 有 無

(5) 報酬の支払方法 通貨払 口座振込み

(6) 外国人であることを理由として、日本人と異なった待遇としている事項の有無
 有(内容: _____) 有 無

(7) 外国人が一時帰国を希望した場合には、必要な有給休暇を取得させるものとしていることの有無 有 無

(8) 雇用関係につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) 有 無

(9) 外国人が特定技能 (8) 及び (11) については特定技能外国人が従事する分野により異なります。末尾に掲載の資料を御参照ください。 となされるよう必要な措置を講ずることとしていることの有無 有 無

(10) 外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていることの有無 有 無

(11) 外国人の適正な在留に資するために必要な事項につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) 有 無

(12) 派遣先(労働者派遣の対象とする場合に記入)
 氏名又は名称 なし 法人番号(13桁) _____
 雇用保険適用事業所番号(11桁) ※非該当事業所は記入省略 _____
 住所(所在地) _____ 電話番号 _____
 代表者の氏名 _____
 派遣期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(13) 職業紹介事業者(特定技能雇用契約を締結する場合は記入)
 氏名又は名称 株式会社 _____ 法人番号(13桁) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
 雇用保険適用事業所番号(11桁) ※非該当事業所は記入省略 1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0 - 1
 住所(所在地) 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇-〇 電話番号 △△△-〇〇〇-××××
 許可・届出番号 〇〇〇 受理年月日 〇〇 年 ×× 月 △△ 日

同等の業務に従事する日本人がいない場合は「なし」と記載してください。

職業紹介事業者の仲介がない場合は「なし」と記載してください。

国税庁が指定した13桁の法人番号を記載してください。 ※チェックデジットの記載も必要です。

所属機関等作成用 1 V (「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

派遣雇用とする場合
(派遣形態が認められているのは、農業又は漁業の2分野のみ。)

1 雇用する外国人の氏名 KOU OTUHEI

2 特定技能雇用契約
(1)雇用契約期間 20△△ 年 〇〇 月 ×× 日 から 20×× 年 △△ 月 〇〇 日 まで

(2)従事すべき業務の内容(複数ある場合は全て記入)
特定産業分野 農業 業務区分 耕種農業全般

職種 主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) 101
 他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

(3)所定労働時間(週平均) 40 時間 所定労働時間(月平均) 175 時間
所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であることの有無 有 無

(4)月額報酬(税引き前の支払額) ※ 各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。
180,000 円
基本給の時間換算額 1,028 円
同等の業務に従事する日本人の月額報酬 180,000 円
報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であることの有無 有 無

(5)報酬の支払方法 通貨払 口座振込み

(6)外国人であることを理由として、日本人と異なった待遇としている事項の有無
有(内容: 無 有 無

(7)外国人が一時帰国を希望した場合には、必要な有給休暇を取得させるものとしていることの有無 有 無

(8)雇用関係につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) 有 無

(9)外国人が特定技能 末尾に掲載の資料を御参照ください。
なされるよう必要な 有 無
出国が円滑に 有 無

(10)外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていることの有無 有 無

(11)外国人の適正な在留に資するために必要な事項につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) 有 無

(12)派遣先(労働者派遣の対象とする場合に記入)
氏名又は名称 農園 株式会社
国税庁が指定した13桁の法人番号を記載してください。
雇用保険適用事業所番号(11桁) ※非該当事業所は記入省略 1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0 - 1
住所(所在地) 〇〇県△△市××1-1 電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
代表者の氏名 農園 太郎
派遣期間 20△△ 年 〇〇 月 ×× 日 から 20×× 年 △△ 月 〇〇 日
国税庁が指定した13桁の法人番号を記載してください。
※チェックデジットの記載も必要です。

(13)職業紹介事業者(特定技能雇用契約の成立をあっせんする職業紹介事業者がある場合に記入)
氏名又は名称 〇〇株式会社 法人番号(13桁) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
雇用保険適用 職業紹介事業者の仲介がない場合は「なし」と記載してください。 1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0 - 1
住所(所在地) 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇-〇 電話番号 △△△-〇〇〇-××××
許可・届出番号 〇〇〇 受理年月日 〇〇 年 ×× 月 △△ 日

所属機関等作成用 2 V (「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

(1)取次機関(職業紹介事業者があつせんを行うに際し、情報の取次ぎを行う者がある場合には、氏名又は名称) 海外の送出機関を含みます。該当がない場合は「なし」と記載してください。

住所(所在地) 電話番号

3 特定技能所属機関

(1)氏名又は名称 (2)法人番号(13桁)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(3)雇用保険適用事業所番号(11桁) (非該当事業所は記入省略)

(4)業種 主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
 他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

(5)住所(所在地) 電話番号

(6)資本金 万 円 (7)年間売上金額(直近年度) 万 円

(8)常勤職員数 名

(9)代表者の氏名

(10)勤務させる事業所名 所在地

健康保険及び厚生年金保険の適用事業所であることの有無 有 無
 労災保険及び雇用保険の適用事業所であることの有無 有 無
 労働保険番号

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

 (末尾4桁は割り振られている場合のみ記入)

(11)労働、社会保険及び租税に関する法令の規定に違反したことの有無 有(内容:) 無

(12)特定技能雇用契約の締結の前1年以内又は締結の日以後に、外国人が従事する業務と同種の業務に従事していた労働者を非自発的に離職させたことの有無 有(内容・理由:) 無

(13)特定技能雇用契約の締結の前1年以内又は締結の日以後に、特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させたことの有無 有(内容:) 無

(14)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が法令に違反して刑に処せられたことの有無 有(内容・該当者名:) 無

(15)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が特定技能雇用契約の適正な履行に影響する精神の機能の障害を有することの有無 有(内容・該当者名:) 無

(16)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ないことの有無 有(内容・該当者名:) 無

(17)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消されたことの有無 有(内容・該当者名:) 無

(18)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消された法人の役員であったことの有無 有(内容・該当者名:) 無

(19)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が特定技能雇用契約の締結の前5年以内又は締結の日以後に、出入国又は労働に関する法令に關し不正又は著しく不当な行爲をしたことの有無 有(内容・該当者名:) 無

(20)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が暴力団員であること又は5年以内に暴力団員であったことの有無 有(内容・該当者名:) 無

(21)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者の法定代理人(法人である場合はその役員)が(14)から(20)に該当することの有無(特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が営業に關し成年者と同一の行爲能力を有しない未成年者である場合に記入) 有(内容・該当者名:) 無

所属機関等作成用 3 V (「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

直接雇用とする場合
(派遣形態が認められているのは、農業又は漁業の2分野のみ。)

(22)暴力団員又は5年以内に暴力団員であった者がその事業所に在籍していることの有無 (有)・無

(23)外国人の活動内容に関する文書を作成し、活動をさせる事業所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていることの有無 (有)・無

(24)特定技能雇用契約に係る保証金の徴収その他財産管理又は違約金等の支払契約があることを認識して特定技能雇用契約を締結していることの有無 (有)・無

(25)特定技能雇用契約の不履行について違約金等の支払契約を締結していることの有無 (有)・無

(26)1号特定技能外国人支援に要する費用について、直接又は間接に外国人に負担させないこととしていることの有無(申請人が「特定技能1号」での入国を希望する場合に記入) (有)・無

(以下(27)、(28)は外国人を労働者派遣の対象とする場合に記入)

(27)次のいずれかに該当することの有無 (有)・無
(有の場合は該当するものを選択)

①派遣先において従事する業務の属する特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っていること
(内容:)

②地方公共団体又は①に該当する者が資本金の過半数を出資していること
(内容:)

③地方公共団体又は①に該当する者が業務執行に実質的に関与していること
(内容:)

④派遣先において従事する業務の属する分野が農業である場合であって国家戦略特別区域法第16条の5第1項に規定する特定機関であること

(28)労働者派遣をすることとしている派遣先が(11)から(22)に該当していることの有無 (有)・無

(29)労災保険加入等の措置の有無 (有)・無

(有) 内容: 労災保険加入

(30)特定技能雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていることの有無 (有)・無

(31)外国人の報酬を、当該外国人の指定する銀行その他の金融機関に対する振込み又は現実に支払われた額を確認できる方法によって支払われることとしており、かつ、後者の場合には、出入国在留管理庁長官に報酬の支払を裏付ける客観的な資料を提出し、その確認を受けることとしていることの有無 (有)・無

特定技能外国人が従事する分野により異なります。末尾に掲載の資料を御参照ください。

(32)特定技能雇用契約の適正な履行の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑み、当該特定技能外国人の生活に支障を及ぼさないよう配慮した上で、当該基準が定められている場合に記入) (有)・無

支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合は記載不要です。

(以下(33)から(35)は1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託しない場合に記入)

(33)支援責任者名 法務 次郎 所属・役職 総務部長
役員又は職員の中から支援責任者を選任していることの有無 (有)・無

(34)支援担当者名 法務 三郎 所属・役職 総務部 主任
役員又は職員の中から、業務に従事させる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任していることの有無 (有)・無

(35)次のいずれかに該当することの有無 (有)・無
(有の場合は該当するものを選択)

①過去2年間において法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る)をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績を有すること

②支援責任者及び支援担当者が過去2年以内に法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る)をもって在留する中長期在留者の生活相談業務に従事した経験を有すること

③その他支援業務を適正に実施できる事情を有すること (内容:)

(36)1号特定技能外国人支援計画に基づく支援を、外国人が十分に理解することができる言語によって行うことができる体制を有していることの有無 (有)・無

(37)1号特定技能外国人支援の状況に関する文書を作成し、1号特定技能外国人支援を行う事業所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていることの有無 (有)・無

所属機関等作成用 3 V 「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」

派遣雇用とする場合
(派遣形態が認められているのは、農業又は漁業の2分野のみ。)

(22)暴力団員又は5年以内に暴力団員であった者がその事業に従事していることの有無 (内容:) 有 無

(23)外国人の活動内容に関する文書を作成し、活動をさせる事業所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていることの有無 有 無

(24)特定技能雇用契約に係る保証金の徴収その他財産管理又は違約金等の支払契約があることを認識して特定技能雇用契約を締結していることの有無 (内容:) 有 無

(25)特定技能雇用契約の不履行について違約金等の支払契約を締結していることの有無 (内容:) 有 無

(26)1号特定技能外国人支援に要する費用について、直接又は間接に外国人に負担させないこととしていることの有無(申請人が「特定技能1号」での入国を希望する場合に記入) 有 無

(以下(27)、(28)は外国人を労働者派遣の対象とする場合に記入)

(27)次のいずれかに該当することの有無 (有の場合は該当するものを選択)

- ①派遣先において従事する業務の属する特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っていること (内容: 農業協同組合であり、農業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っている)
- ②地方公共団体又は①に該当する者が資本金の過半数を出資していること (内容:)
- ③地方公共団体又は①に該当する者が業務執行に実質的に関与していること (内容:)
- ④派遣先において従事する業務の属する分野が農業である場合であって国家戦略特別区域法第16条の5第1項に規定する特定機関であること

(28)労働者派遣をすることとしている派遣先が(11)から(22)に該当していることの有無 (内容:) 有 無

(29)労災保険加入等の措置の有無 (内容: 労災保険加入) 有 無

(30)特定技能雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていることの有無 有 無

(31)外国人の報酬を、当該外国人の指定する銀行その他の金融機関に対する振込み又は現実に支払われた額を確認できる方法によって支払われることとしており、かつ、後者の場合には、出入国在留管理庁長官に報酬の支払を裏付ける客観的な資料を提出し、その確認を受け、当該客観的な資料に基づき、当該外国人の報酬が適正に支払われていることとしていることの有無 (当該客観的な資料が、特定技能外国人が従事する分野により異なります。末尾に掲載の資料を御参照ください。) 有 無

(32)特定技能雇用契約の適正な履行の確保につき特定産業分野に特有の事情に基づき、当該外国人の生活相談業務に適合していることの有無 (当該基準が定められている場合に記入) 有 無

(以下(33)から(41)は申請書の提出を委託しない場合) (外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合は記載不要です。)

(33)支援責任者名 農協 次郎 所属・役職 総務部長

役員又は職員の中から支援責任者を選任していることの有無 有 無

(34)支援担当者名 農協 三郎 所属・役職 総務部 主任

役員又は職員の中から、業務に従事させる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任していることの有無 有 無

(35)次のいずれかに該当することの有無 (有の場合は該当するものを選択)

- ①過去2年間に於いて法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る)をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績を有すること
- ②支援責任者及び支援担当者が過去2年以内に法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る)をもって在留する中長期在留者の生活相談業務に従事した経験を有すること
- ③その他支援業務を適正に実施できる事情を有すること (内容:)

(36)1号特定技能外国人支援計画に基づく支援を、外国人が十分に理解することができる言語によって行うことができる体制を有していることの有無 有 無

(37)1号特定技能外国人支援の状況に関する文書を作成し、1号特定技能外国人支援を行う事業所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていることの有無 有 無

支援計画の**全部**の実施を登録支援機関に委託する場合は記載不要です。

4 1号

(1) 支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合は記載不要です。

(2) 特定技能雇用契約締結の日前5年以内又は締結の日以後に適合1号特定技能外国人支援計画に基づく1号特定技能外国人支援を受けたことの有無 有 無

(3) 支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする者である者との定期的な面談を実施できる体制を有していることの有無 有 無

(4) 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該事項が定められている場合を除く) 有 無

特定技能外国人が従事する分野により異なります。末尾に掲載の資料を御参照ください。

(1) 在留資格取得申請書の交付申請前、特定技能雇用契約の内容、本項において「1号」である活動の内容、上陸及び留のための条件その他の本邦に上陸しを留するに当たって留意すべき事項に関する、外国人が十分に理解することができる言語による情報提供の実施の有無 有 無

(2) 上記(1)について、対面により、又はテレビ電話装置その他の方法により行うこととしていることの有無 有 無

(3) 出入国時に港又は飛行場への送迎をすることとしていることの有無 有 無

(4) 適切な住居の確保に係る支援をすることとしていることの有無 有 無

(5) 金融機関における預金口座等の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすることとしていることの有無 有 無

(6) 本邦人同様、本邦での生活一般に関する事項、国又は地方公共団体の機関への届出その他の手続、相談又は苦情の申出に関する連絡先、十分に理解することができる言語で情報を受けることができる医療機関に関する事項、訪米・訪独に関する事項、緊急時における対応に必要な事項及び外国人の法的保護に必要な事項に関する情報の提供を外国人が十分に理解することができる言語により実施することとしていることの有無 有 無

(7) 外国人が国又は地方公共団体の機関への届出その他の手続を履行するに当たり、必要に応じ、関係機関への同行その他の必要な措置を講ずることとしていることの有無 有 無

(8) 日本語を学習する機会を提供することとしていることの有無 有 無

(9) 外国人が十分に理解することができる言語により、相談又は苦情の申出に対して、迅速なく、適切に応じるものとし、必要な措置を講ずることとしていることの有無 有 無

(10) 外国人と日本人との交流の促進に係る支援をすることとしていることの有無 有 無

(11) 外国人が、その旨に届すべき事象によらずに特定技能雇用契約を解除される場合は、転職支援をすることとしていることの有無 有 無

(12) 支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする者である者との定期的な面談(外国人及びその場合には当該外国人が十分に理解することができる言語による面談)を実施し、問題の発生を知ったときは、その旨を関係行政機関に通報することとしていることの有無 有 無

(13) 1号特定技能外国人支援計画を日本語及び外国人が十分に理解することができる言語により作成し、当該外国人にその写しを交付することとしていることの有無 有 無

(14) 特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる事項を1号特定技能外国人支援計画に記載していることの有無(当該事項が定められていない場合を除く)

(14)及び(16)については特定技能外国人が従事する分野により異なります。末尾に掲載の資料を御参照ください。

(15) 支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合は記載不要です。

(16) 1号特定技能外国人支援計画の内容につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合を除く) 有 無

5 登録支援機関(委託する場合)

支援計画の**全部**の実施を登録支援機関に委託する場合に記載してください。

国税庁が指定した13桁の法人番号を記載してください。

(1) 氏名又は名称 法務協同組合 (2) 法人番号(13桁) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

(3) 雇用保険適用事業所番号(11桁)※非課税事業所は記入不要 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1

(4) 住所(所在地) 〇〇県〇〇市〇〇町1-1 電話番号 〇〇-△△△△-××××

(5) 代表者の氏名 法務 太郎

(6) 特種番号 19 姓〇〇〇〇〇〇 (7) 登録年月日 2019 年 〇〇 月 △△ 日

(8) 支援を行う事業所の名称 法務協同組合 〇〇支部 (9) 所在地 〇〇県〇〇市〇〇町1-1

(10) 支援責任者名 法務 次郎 (11) 支援担当者名 法務 三郎

(12) 対応可能言語 フィリピン(セガロ)語、ベトナム語 (13) 支援委託手数料(月額/人) 〇〇〇円

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 特定技能所属機関名、代表者氏名の記名/申請書作成年月日
株式会社 〇〇工業 代表取締役 法務太郎 20△△年 ×× 月 〇〇 日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、特定技能所属機関が変更箇所を訂正すること。

特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示等で定められているもの

分野 (特定技能外国人が 従事する分野)	申請人等 作成用3枚目 項番32	所属機関 作成用1枚目 項番2(8)	所属機関 作成用1枚目 項番2(11)	所属機関 作成用3枚目 項番3(32)	所属機関 作成用4枚目 項番3(41)	所属機関 作成用4枚目 項番4(14)	所属機関 作成用4枚目 項番4(16)
介護	○	-	-	○	-	-	-
ビルクリーニング	○	-	-	○	-	-	-
素材材・産業機械・ 電気電子情報関連製 造業	○	○	-	○	-	-	-
建設	○	-	-	○	○	-	-
造船・船用工業	○	-	-	○ (注1)	○ (注1)	-	-
自動車整備	○	-	-	○ (注2)	○ (注2)	-	-
航空	○	-	-	○	○	-	-
宿泊	○	-	-	○	○	-	-
農業	-	-	-	○	○	-	-
漁業	-	-	-	○	○	-	-
飲食品製造業	○	○	-	○	○	-	-
外食業	○	-	-	○	○	-	-

上記の表に関し、次の記号のとおり記載してください。

○：各分野ごとに特定技能所属機関が作成する誓約書（「特定技能外国人の受入れに関する誓約書」など）において、遵守すべき事項をすべて満たしている場合には「有」としてください。

注1：特定技能所属機関が上記○に該当し、かつ、造船・船用工業分野に係る事業を営む者である場合には「有」としてください。

注2：特定技能所属機関が上記○に該当し、かつ、道路運送車両法第78条第1項に基づき地方運輸局長から認証を受けた事業場を有する場合には「有」としてください。

-：記載不要です。

各分野ごとに特定技能所属機関が作成する誓約書についてはこちらのHP（Ⅲ 特定の分野に係る要領別冊）に掲載しています。

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukant107_00201.html



第 4 よくある質問

特定技能全般

Q 1 特定技能制度と技能実習制度の違いは何ですか。

【A】 特定技能制度は、深刻な人手不足に対応するため、特定の産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材を受け入れるものです。

他方、技能実習制度は、人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識の移転を図り、国際協力を推進することを目的とする制度です。

このように、両制度は、趣旨が異なる制度です。

Q 2 技能実習終了後に特定技能での在留を希望する場合、外国人は一度帰国しなければならないのですか。

【A】 技能実習 2 号を修了した外国人が特定技能 1 号に在留資格を変更する場合、一時帰国は法令上の要件とはなっていません。

Q 3 現在、技能実習の在留資格を持っている人は、日本国内の特定技能の技能試験（現在実習している業種と違う業種の技能試験）を受験することができますか。

【A】 在留資格を有している方であれば、特定技能制度における技能試験を受験することは可能です（特定技能の在留資格に関し、法務大臣が告示で定める退去強制令書の円滑な執行に協力する外国政府等以外の国（出入国在留管理庁のホームページにより確認できます。令和 5 年 8 月時点、イラン）の方については対象外です。）。

また、当該試験に合格した場合であれば、特定技能制度で求められている技能水準を満たしていることを証明する書類として、在留諸申請時に、当該試験に合格した書類を提出することが可能となります。

なお、在留資格変更許可申請の申請時期は特段定めがありませんので、在留期限内であれば、いつでも可能となります。

Q 4 技能実習 2 号・3 号から特定技能に変更する場合の条件はどのようなものですか。

【A】 外国人が技能実習 2 号を良好に修了していることが条件となります（日本語能力試験に加え、技能実習時の職種と関連している分野の場合は技能試験が免除されます。）。良好に修了しているとは、技能実習を 2 年 10 月以上修了し、かつ①技能検定 3 級又はこれに相当する技能実習評価試験に合格している、②技能実習生に関する評価調書がある、のいずれかです。

※評価調書については提出を省略できる場合があります。

※技能実習（2 号・3 号）活動中の者が実習計画を中断して、特定技能の在留資格へ変更を行うことは認められません。

Q 5 技能試験と日本語試験の日程はどこで分かりますか。

【A】 分野所管省庁のホームページに試験情報を掲載しております（6～7 ページを参照ください。）。

Q 6 特定産業分野に該当する事業者であることを、どのように確認すればよいですか。

【A】 特定技能外国人の受入れに関する運用要領の特定の分野に係る要領別冊を御確認いただくほか、詳細については、分野所管省庁の窓口に御相談ください。

なお、運用要領別冊については、下記ホームページを参照ください。

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanrio7_00201.html



Q 7 特定技能外国人を雇用したいと考えていますが、どのように求人すればよいですか。

【A】 民間職業紹介機関等で求人募集するほか、分野によっては、独自の求人案内を行っている分野もあります。

また、出入国在留管理庁においても、随時国内マッチングイベントを開催しています（10 ページを参照ください。）。

Q 8 会社に同じ業務に従事する日本人がいないのですが、同等報酬要件はどのようにして証明すればよいですか。

【A】 受入れ機関に賃金規定がある場合には、賃金規定に基づいて判断することになります。賃金規定がない場合であって、特定技能外国人と同等の業務に従事する日本人労働者がいるときは、当該日本人労働者と比較して報酬の同等性を判断することになります。賃金規定がない場合であって、同等の業務に従事する日本人労働者がいないものの、特定技能外国人が従事する業務と近い業務等を担う業務に従事する日本人労働者がいるときは、当該日本人労働者の役職や責任の程度を踏まえた上で特定技能外国人との報酬差が合理的に説明可能か、年齢及び経験年数を比較しても報酬額が妥当かなどを検討して判断することとなります。賃金規定がなく、比較対象の日本人もいない場合には、雇用契約書記載の報酬額と、当庁が保有する近隣同業他社における同等業務に従事する同等程度の経験を有する特定技能外国人の報酬額を比較することとしています。

なお、1号特定技能外国人は、技能実習2号を修了した外国人と同程度の技能水準であることから、少なくとも技能実習2号の給与水準を上回ることが想定されます。

Q 9 派遣の雇用形態が認められるのはどの特定産業分野ですか。

【A】 令和5年8月31日現在、派遣の雇用形態が認められるのは、農業分野と漁業分野の2分野です。

Q 10 人材派遣会社は受入れ機関になることができますか。

【A】 人材派遣会社が派遣元として受入れ機関になるためには、特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っている場合などの要件を満たさなければなりません。

Q 11 在留資格変更許可申請や在留資格認定証明書交付申請は郵送で送付できますか。

【A】 郵送での申請は受け付けておりません。持参又はオンラインにより申請を受け付けております。

オンライン申請については、事前に利用申出の承認を受けることが必要です。詳細については、下記ホームページを参照ください。

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/onlineshinsei.html>



Q 12 企業ごとの受入れ人数に上限はありますか。

【A】 介護及び建設分野を除いて、企業ごとの受入れ数の上限はありません。

Q 1 3 元技能実習生を特定技能外国人として雇用したいのですが、実習先が倒産していて、評価調書が提出できません。どうすればよいですか。

【A】 提出できない理由書のほか、当時の実習状況を知りうる立場の方が作成した実習状況を説明する文書などを提出いただいた上で、当庁で評価することも可能です。地方出入国在留管理局へ御相談ください。

Q 1 4 「特定技能1号」の通算在留期間はいつの時点から計算されますか。本国へ一時帰国中も通算期間に含まれるのですか。

【A】 通算在留期間は「特定技能1号」の在留期間で計算されるため、上陸許可や変更許可を受けた日から計算されます。そのため、「特定技能1号」の在留資格を有している限り再入国出国中も通算在留期間に含まれます。

Q 1 5 在留資格「特定技能」の申請は、どのくらいで結果が出ますか。

【A】 標準処理期間は、在留資格認定証明書交付申請は1か月から3か月、在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請は2週間から1か月となっています。

Q 1 6 受入れに関する相談はどこで受け付けていますか。

【A】 相談は、最寄りの地方出入国在留管理局において受け付けています。

<https://www.moj.go.jp/isa/about/region/index.html>



二国間取決め関係

Q 1 7 二国間取決めを作成した国から特定技能外国人を受け入れる場合に、日本の出入国在留管理官署での手続とは別に当該国における手続が必要ですか。また、これらの手続が終了しなければ、日本の在留資格認定証明書交付申請及び在留資格変更許可申請（以下「在留諸申請」といいます。）の許可を受けることができないのですか。

【A】 二国間取決めを作成した国によっては、同国の国内規定に基づき送出手続を定めており、当該手続を行ったことを証明する書類を発行している場合があります。

二国間取決めにおいて、日本側が特定技能外国人を受け入れるに当たり、上記の書類を確認することが規定されている国（カンボジア、タイ、ベトナム）については、在留諸申請において当該書類を提出していただいた上で、入管法令上の要件を満たしているかなどを総合的に判断することになります（令和5年8月時点）。

また、二国間取決めにおいて、日本側が上記の書類を確認することが規定されていない国については、在留諸申請において当該書類を提出する必要はなく、単に入管法令上の要件を満たしているかなどを総合的に判断することになります。

しかしながら、日本の在留諸申請の許可を受けても、送出国が定める送出手続を経ていないことにより、送出国を出国するための許可が取得できないなどの場合もあり得ることから、在留諸申請を行う前に送出国において一定の送出手続を取ることが定められている場合は、事前に当該書類を確認しておくことが望まれます。

なお、送出手続が整備中の国の国籍の方であっても、入管法令に従って在留諸申請を行うことができます（送出手続を行ったことを証明する書類を在留諸申請の際に提出する必要はありません。）。

各国の送出手続については、15 ページから 16 ページを参照ください。

Q 1 8 二国間取決めを作成しない国からは特定技能外国人を受け入れないのですか。

【A】 特定技能制度では、二国間取決めを作成した国の国籍であることを受入れの要件としていないことから、これを作成していない国の外国人であっても受け入れることはできます。

届出関係

Q 1 9 特定技能外国人は、どのような届出をどのような方法で行う必要がありますか。

【A】 入管法において義務付けられている届出には、住居地を定めたとき及び変更したときの届出、在留カードの住居地以外の記載事項に変更が生じたときの届出、受入れ機関の名称・所在地変更、消滅の届出、受入れ機関との契約終了・新たな契約の締結に係る届出があります。

原則として、特定技能外国人の方が転職する場合には、在留資格変更許可申請を行う必要があります。

なお、退職から14日以内に変更許可がおりない場合は、受入れ機関との契約終了の届出を行っていただく必要がありますので、ご注意ください。

(届出の方法について)

住居地に係る届出は市区町村の窓口で在留カードを提出して行い、在留カードの記載事項に係る届出は地方出入国在留管理局の窓口で届出書を提出して行い、受入れ機関に関する届出は地方出入国在留管理官署の窓口で届出書を提出、郵送又は出入国在留管理庁電子届出システムを利用し、インターネットを介して行う必要があります。

また、いずれの届出も事由が生じた日から14日以内に行う必要があります。

Q20 受入れ機関及び登録支援機関は、どのような届出をどのような方法で行う必要がありますか。

【A】 受入れ機関となった場合には、①特定技能雇用契約を変更、終了、新たに締結した場合の届出、②1号特定技能外国人支援計画を変更した場合の届出、③支援の委託契約を締結、変更、終了した場合の届出、④受入れが困難となった場合の届出、⑤出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行った場合の届出、⑥特定技能外国人の受入れや活動状況に係る届出、⑦支援の実施状況に係る届出があるところ、①ないし⑤の届出については届出事由が発生した場合には随時、⑥及び⑦については4半期に1度の定期に、郵送又は持参により、管轄する地方出入国在留管理局に提出、又は出入国在留管理庁電子届出システムを利用し、インターネットを介して行う必要があります。

登録支援機関となった場合には、①登録事項に変更が生じた場合の届出、②支援業務の休廃止又は再開に係る届出、③支援の実施状況に係る届出があるところ、①及び②の届出については届出事由が発生した場合には随時、③については4半期に1度の定期に、郵送又は持参により、管轄する地方出入国在留管理局に提出、又は出入国在留管理庁電子届出システムを利用し、インターネットを介して行う必要があります。

また、外国人を雇い入れた時または離職した時は、特定技能所属機関は、氏名や在留資格等の情報をハローワークに届出する必要があります。

Q 2 1 特定技能外国人が各種届出を怠った場合、どのような措置がとられますか。受入れ機関や登録支援機関にも何らかの措置がとられますか。

【A】 特定技能外国人に各種届出義務を履行していない状況が認められた場合には、届出を行うよう指導することとなりますが、住居地に関する届出を怠った場合は、罰則の対象となるとともに、住居地に係る届出事由が生じた日から90日以内に届出を行わなかった場合は、在留資格取消しとなる可能性があります。在留カードの住居地以外の記載事項変更に係る届出及び受入れ機関に関する届出を怠った場合は、罰則の対象となります。受入れ機関自身が必要な届出を怠った場合は、欠格事由（不正行為）に該当するほか、罰則の対象となります。また、登録支援機関自身が必要な届出を怠った場合は、登録の取消しの対象となり、登録が取り消されれば、登録拒否事由に該当するため、以後5年間、登録支援機関となることができないこととなります。

支援関係

Q 2 2 特定技能外国人にどのような支援をする必要がありますか。

【A】 受入れ機関は、法務省令に定める基準に適合する支援計画に従い、1号特定技能外国人に対し支援を実施しなければなりません。受入れ機関は、特定技能外国人を支援する体制があることが求められますが、契約により支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託することにより、この基準に適合するものとみなされます。

具体的には、外国人と日本人との交流の促進に関する支援、外国人の責めに帰すべき事由によらない契約解除時の転職支援のほか、特定技能

雇用契約の内容に関する情報の提供、外国人が出入国しようとする空港等への送迎、適切な住居の確保に係る支援等の法務省令に規定される支援については、義務的に実施しなければなりません。

Q 2 3 「特定技能 2 号」にも支援は必要ですか。

【A】 「特定技能 2 号」は支援の対象外とされています。

Q 2 4 登録支援機関に支援を委託することを考えていますが、たくさんある登録支援機関の中からどこにお願いすればよいのか分かりません。また、登録支援機関に支援を委託しようとする場合、登録支援機関をどのように見つければよいですか。

【A】 御要望に合う委託先を探すに当たっては、出入国在留管理庁のホームページに掲載している登録支援機関の一覧表から、対応可能言語や連絡先を御確認いただき、登録支援機関に直接お問い合わせください。

Q 2 5 登録支援機関に対して、出入国在留管理局による業務監査はありますか。

【A】 業務監査の制度はありませんが、登録支援機関が適正に支援業務を実施していることを確認する必要がある場合には、地方出入国在留管理局等が事実の調査や報告・資料提出の要請等を行うこととなりますので、これに協力することが求められます。

Q 2 6 支援責任者と支援担当者は兼任することができますか。

【A】 兼任することは可能です。

Q 2 7 登録支援機関として登録を受けるためには法人でなければならないのですか。

【A】 所定の要件を満たせば、法人に限らず、個人事業主であっても登録を受けることができます。また、技能実習制度における監理団体や株式会社などの営利法人であっても登録支援機関になることができます。

協議会関係

Q 2 8 受入れ企業が各分野に設ける協議会の構成員である必要があるとのことですが、受入れ企業が協議会の構成員であることはどのように調べればよいのですか。法務省のホームページに掲載されるのですか。

【A】 各分野に設ける協議会は、それぞれの分野を所管する省庁において組織されます。構成員である個別の企業名を公表するか否かについては、各協議会において判断されるべき事柄ですので、協議会又は協議会を組織する分野を所管する省庁にお問い合わせください。

第5 「特定技能」の在留資格で働く方の声

ここでは、実際に特定技能のビザで働いている方のコメントを載せています。

参考にしてください。



【介護分野】

- ・EPA 介護福祉士候補者として過ごした4年間で、日本の介護士として働きたいという気持ちが高まり、また、介護福祉士国家試験にもあと7点ということから、再チャレンジしたいと思っていました。
- ・早期に介護福祉士試験に合格し、インドネシアで、日本で介護士を目指す人たちに、講師をしたり、介護の良さを伝えていきたいです。



【素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野①】

- ・日本人は皆優しく、会社のイベントも多く、仕事もプライベートも充実しています。
- ・日本に来るまではとても不安でしたが、先輩や上司が丁寧に教えてくれたので、今では頼りにされていてうれしいです。



運動会



地域の夏祭りへの参加



【素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野②】

- ・日本に来たころは苦労ばかりでしたが、仕事をして自分が強くなり、家族を助けていることに気づくことができました。仕事に慣れてきた今、次の目標は、より速く良い製品を作れるようになることです。
- ・日本人の考え方やマナー、サービス等も学んでベトナムに持ち帰りたいです。日本に来て、自分が思っていた能力以上のことができるようになって成長できたと感じます。



お祭りへの参加



社内での日本語勉強会



【建設分野】

- ・初めて技能実習生として日本に来た時は、仕事も生活も覚えることが多くで大変でした。
- ・再入国してからは日本の風習、文化にも慣れてきてリラックスして生活ができるようになってきました。



【造船・船用工業分野】

- ・技能実習生・造船就労者そして今回の特定技能1号在留資格で就労する機会を得ることができてよかったです。
- ・受入会社では実習生・就労者としての滞在経験があり、会社や溶接作業にも慣れていて仕事がしやすいです。
- ・職場では実習生・就労者の人に仕事を教えたり、グループのまとめ役としても頑張りたいです。
- ・寮が会社やスーパーマーケットに近い場所にあるので便利です。



第 6 問合せ先

(制度全般、入国・在留手続、登録支援機関等について)

官署名	住所	連絡先
札幌出入国在留管理局	北海道札幌市中央区大通西 12 丁目 札幌第 3 合同庁舎 審査部門	0570-003259
仙台出入国在留管理局	宮城県仙台市宮城野区五輪 1-3-20 仙台第 2 法務合同庁舎 審査第一部門	022-256-6073
東京出入国在留管理局	東京都港区港南 5-5-30 就労審査第三部門	0570-034259
横浜支局	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町 10-7 就労・永住審査部門	0570-045259
名古屋出入国在留管理局	愛知県名古屋市港区正保町 5-18 就労審査第二部門	0570-052259

★外国人在留総合インフォメーションセンター
(月～金 8:30～17:15)
0570-013904
(IP、PHS、外国から:03-5796-7112)

官署名	住所	連絡先
大阪出入国在留管理局	大阪府大阪市住之江区南港北 1-29-53 就労審査部門(第二就労担当)	0570-064259
神戸支局	兵庫県神戸市中央区海岸通 29 番地 神戸地方合同庁舎 審査部門	078-391-6378
広島出入国在留管理局	広島県広島市中区上八丁堀 2-31 広島法務総合庁舎 就労・永住審査部門	082-221-4412
高松出入国在留管理局	香川県高松市浜ノ町 72-9 審査部門	087-822-5851
福岡出入国在留管理局	福岡県福岡市中央区舞鶴 3-5-25 福岡第 1 法務総合庁舎 就労・永住審査部門	092-831-4144
那覇支局	沖縄県那覇市樋川 1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 審査部門	098-832-4186

★各分野の連絡先一覧

介護分野

官署名	住所	連絡先
厚生労働省社会・援護局福祉人材確保対策室	東京都千代田区霞が関 1-2-2	03-5253-1111 (内線：2844)

ビルクリーニング分野

官署名	住所	連絡先
厚生労働省医業・生活衛生局生活衛生課	東京都千代田区霞が関 1-2-2	03-5253-1111 (内線：2432)

素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野

官署名	住所	連絡先
製造業分野企業向け 特定技能外国人材制度相談窓口		03-6838-0058

建設分野

※建設特定技能受入計画の審査は、地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局が担当しています。計画の審査に関するお問い合わせは、受入れ企業の主たる営業所を所管する地方整備局等をお願いします。

官署名	住所	連絡先
国土交通省不動産・建設経済局国際市場課	東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8121
北海道開発局事業振興部建設産業課	札幌市北区北 8 条西 2 丁目	011-709-2311 (内線：5885)
東北地方整備局建設部建設産業課	仙台市青葉区本町 3-3-1	022-263-6131
関東地方整備局建設部建設産業第一課	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1	048-601-3151 (内線：6643)
北陸地方整備局建設部計画・建設産業課	新潟県新潟市中央区美咲町 1-1-1	025-370-6571
中部地方整備局建設部建設産業課	愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-1	052-953-8572
近畿地方整備局建設部建設産業第一課	大阪府大阪市中央区大手前 3-1-41	06-6942-1141
中国地方整備局建設部計画・建設産業課	広島市中区八丁堀 2-15	082-221-9231 (内線：6158、6156)
四国地方整備局建設部計画・建設産業課	高松市 サンポート 3-33	087-811-8314
九州地方整備局建設部建設産業課	福岡県福岡市博多区博多駅東 2-10-7	092-471-6331
内閣府沖縄総合事務局開発建設部建設産業・地方整備課	沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1	098-866-1910

造船・船用工業分野

官署名	住所	連絡先
国土交通省海事局船舶産業課	東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8634
北海道運輸局海事振興部旅客・船舶産業課	北海道札幌市中央区大通西 10	011-290-1012
東北運輸局海事振興部海事産業課	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町 1	022-791-7512
関東運輸局海事振興部船舶産業課	神奈川県横浜市中区北仲通 5-57	045-211-7223
北陸信越運輸局海事部海事産業課	新潟県新潟市中央区美咲町 1-2-1	025-285-9156
中部運輸局海事振興部船舶産業課	愛知県名古屋市中区三の丸 2-2-1	052-952-8020
近畿運輸局海事振興部船舶産業課	大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76	06-6949-6425
神戸運輸監理部海事振興部船舶産業課	兵庫県神戸市中央区波止場町 1-1	078-321-3148
中国運輸局海事振興部船舶産業課	広島県広島市中区上八丁堀 6-30	082-228-3691
四国運輸局海事振興部船舶産業課	香川県高松市サンポート 3-33	087-802-6816
九州運輸局海事振興部船舶産業課	福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1	092-472-3158
内閣府沖縄総合事務局運輸部船舶船員課	沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1	098-866-1838

自動車整備分野

※自動車整備分野特定技能協議会の各種届出は、地方運輸局又は沖縄総合事務局が担当しています。届出等のお問い合わせは、地方運輸局等をお願いします。

官署名	住所	連絡先
国土交通省自動車局整備課	東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8111 (内線：42415, 42414)

北海道運輸局自動車技術安全部整備・保安課	北海道札幌市中央区大通西 10 丁目	011-290-2752
東北運輸局自動車技術安全部整備・保安課	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町 1 番地	022-791-7534
北陸信越運輸局自動車技術安全部整備・保安課	新潟県新潟市中央区美咲町 1-2-1	025-285-9155
関東運輸局自動車技術安全部整備課	神奈川県横浜市中区北仲通 5-57	045-211-7254
中部運輸局自動車技術安全部整備課	愛知県名古屋市中区三の丸 2-2-1	052-952-8042
近畿運輸局自動車技術安全部整備課	大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76	06-6949-6453
中国運輸局自動車技術安全部整備・保安課	広島県広島市中区上八丁堀 6-30	082-228-9142
四国運輸局自動車技術安全部整備・保安課	香川県高松市サンポート 3-3-3	087-802-6783
九州運輸局自動車技術安全部整備課	福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1	092-472-2537
沖縄総合事務局運輸部車両安全課	沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1	098-866-1837

航空分野

官署名	住所	連絡先
国土交通省航空局 航空ネットワーク部 航空ネットワーク企画課 (空港グランドハンドリング関係) 安全部 安全政策課 乗員政策室 (航空機整備関係)	東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8111 (内線：49124) (内線：50357)

宿泊分野

官署名	住所	連絡先
国土交通省観光庁観光産業課	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-5253-8330
北海道運輸局観光部観光企画課	北海道札幌市中央区大通西 10 丁目	011-290-2700
東北運輸局観光部観光企画課	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町 1 番地	022-791-7509
関東運輸局観光部観光企画課	神奈川県横浜市中区北仲通 5-57	045-211-1255
北陸信越運輸局観光部観光企画課	新潟県新潟市中央区美咲町 1-2-1	025-285-9181
中部運輸局観光部観光企画課	愛知県名古屋市中区三の丸 2-2-1	052-952-8045
近畿運輸局観光部観光企画課	大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76	06-6949-6466
中国運輸局観光部観光企画課	広島県広島市中区上八丁堀 6-30	082-228-8701
四国運輸局観光部観光企画課	香川県高松市サンポート 3-3-3	087-802-6735
九州運輸局観光部観光企画課	福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1	092-472-2330
内閣府沖縄総合事務局運輸部企画室	沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1	098-866-1812

農業分野

官署名	住所	連絡先
農林水産省経営局就農・女性課	東京都千代田区霞が関 1-2-1	03-6744-2159
北海道農政事務所生産経営産業部担い手育成課	北海道札幌市中央区南 22 条西 6 丁目 2-22	011-330-8809
東北農政局経営・事業支援部経営支援課	宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1	022-221-6217
関東農政局経営・事業支援部経営支援課	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	048-740-0394
北陸農政局経営・事業支援部経営支援課	石川県金沢市広坂 2-2-60	076-232-4238
東海農政局経営・事業支援部経営支援課	愛知県名古屋市中区三の丸 1-2-2	052-223-4620
近畿農政局経営・事業支援部経営支援課	京都府京都市上京区 西洞院通下長者町下る丁子風呂町	075-414-9055
中国四国農政局経営・事業支援部経営支援課	岡山県岡山市北区下石井 1-4-1	086-224-8842
九州農政局経営・事業支援部経営支援課	熊本県熊本市西区春日 2-10-1	096-300-6375
内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課	沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館	098-866-1628

漁業分野

官署名	住所	連絡先
農林水産省水産庁企画課漁業労働班	東京都千代田区霞が関 1-2-1	03-6744-2340

飲食料品製造業分野

官署名	住所	連絡先
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課	東京都千代田区霞が関 1-2-1	03-6744-2397

外食業分野

官署名	住所	連絡先
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課	東京都千代田区霞が関 1-2-1	03-6744-2053

二国間取決めを作成した国に係る各国連絡先一覧①

国名	問合せ先		住所等				対応言語	
			郵便番号	住所	電話番号	FAX番号		メールアドレス
フィリピン	日本国内	在東京フィリピン共和国大使館 移住労働者事務所 (MWO) Migrant Workers Office (MWO), Embassy of the Republic of the Philippines	106-8537	東京都港区六本木5丁目15番5号	03-6441-0428 03-6441-0478	03-6441-3436	mwo_tokyo@dmw.gov.ph	英語、フィリピン語、 日本語
		在大阪フィリピン総領事館 移住労働者事務所 (MWO) Migrant Workers Office (MWO), Philippine Consulate General Osaka	541-0047	大阪府大阪市中央区淡路町4-3-5 URBAN CENTER御堂筋7階	06-6575-7593	-	mwoosaka.ssw@gmail.com	英語、フィリピン語、 日本語
	海外	フィリピン側の組織改編に伴い確認中						
カンボジア	日本国内	駐日カンボジア王国大使館	107-0052	東京都港区赤坂8丁目6-9	03-5412-8521 080-3459-7889	03-5412-8526	camemb.jpn@mfaic.gov.kh	日本語、英語、 クメール語
	海外	カンボジア王国労働職業訓練省 The Ministry of Labour and Vocational Training of the Kingdom of Cambodia	-	Building #3, Russian Federation Blvd., Sangkat Teklaak I, Khan Toukok Phnom Penh, Kingdom of Cambodia	+855-23880474 +855-78449959	-	sopheapkhong@yahoo.com	英語、クメール語
ネパール	日本国内	駐日ネパール大使館	153-0064	東京都目黒区下目黒 6-20-28 フクカワハウスB	03-3713-6241 03-3713-6242	03-3719-0737	eontokyo@mofa.gov.np	日本語、英語、 ネパール語
	海外	ネパール労働・雇用・社会保障省雇用管理局 Japan Unit, Department of Foreign Employment, MoLESS	44600	Buddhanagar, Kathmandu, Nepal	+977-9851180566 +977-1-4782454	+977-1-4782606	japanunit@moless.gov.np	英語、ネパール語
ミャンマー	日本国内	駐日ミャンマー連邦共和国大使館	140-0001	東京都品川区北品川4-8-26	03-3441-9291	03-3447-7394	contact@myanmar-embassy- tokyo.net	日本語、英語、 ミャンマー語
	海外	ミャンマー連邦共和国労働・入国管理・人口 省労働局 Department of Labour, The Ministry of Labour, Immigration and Population of the Republic of the Union of Myanmar	15011	Building no 51, Naypyitaw, Myanmar	+95-67-430186	+95-67-430439	dolmigration@gmail.com	英語、ミャンマー語
モンゴル	日本国内	モンゴル労働・社会保障サービスセンター	116-0013	東京都荒川区西日暮里5-18-8 小野ビル201号	03-6806-5903	-	nfo@japancenter.mlsp.gov.mn	日本語、モンゴル語
	海外	モンゴル国労働・社会保障サービス総合事務 所 General Office for Labour and Social Welfare Services	17042	General Office for Labour and Social Welfare Services Building, Chinggis Avenue, 2nd khoroo, Khan-Uul district, Ulaanbaatar city, Mongolia	+976-77121285	+976-70136990	ssw@hudulmur-halamj.gov.mn	日本語、英語、 モンゴル語 ※日本語で書面等を送 付する場合は、可能な 限り英訳を添付した方 が望ましいとのこと。
スリランカ	日本国内	駐日スリランカ民主社会主義共和国大使館	108-0074	東京都港区高輪2-1-54	03-3440-6911 03-3440-6912	03-3440-6914	slemb.tokyo@mfa.gov.lk	日本語、英語、 シンハラ語
	海外	スリランカ民主社会主義共和国海外雇用局 Sri Lanka Bureau of Foreign Employment/DGM -Training, Recruitment and Marketing	10120	234, Dencilikibekaduwa Maatha, Koswattah, Battaramulla, Sri Lanka	+94-112884-771	+94-112872-183 +94-716833-494	dgm_training@slbfe.lk	日本語、英語、 シンハラ語、タミル語
							chmn@slbfe.lk	
gm@slbfe.lk								
インドネシア	日本国内	駐日インドネシア共和国大使館	160-0004	東京都新宿区四谷4-4-1	03-3441-4201	03-4560-3401	consular@kbritokyo.jp	日本語、英語、 インドネシア語
	海外	インドネシア共和国労働省労働市場開発局 Directorate of Labour Market Development, Ministry of Manpower of the Republic of Indonesia	12950	Jalan Jenderal Gatot Subroto Kav. 51 Jakarta Selatan (Ministry of Manpower of the Republic of Indonesia)	+62-813-1516- 7055 +62-815-7326- 6736 +62-822-1415- 5990 +62-21-2924-4800	-	pasarkerja.kemnaker@gmail. com direktoratph2@gmail.com	英語、インドネシア語

二国間取決めを作成した国に係る各国連絡先一覧②

国名	問合せ先		住所等				対応言語	
			郵便番号	住所	電話番号	FAX番号		メールアドレス
ベトナム	日本国内	駐日ベトナム社会主義共和国大使館労働管理部	151-0062	東京都渋谷区元代々木町10-4 WACT代々木上原ビル2階	03-3466-4324	03-3466-4314	vnlabor@vnbembassy.jp	ベトナム語、日本語
	海外	ベトナム社会主義共和国 労働・傷病兵・社会問題海外労働管理局 Department of Overseas Labour, Ministry of Labour, Invalids and Social Affairs	-	41B Ly Thai To, Hoan Kiem District, Hanoi	+84-24-3824-9517 (ext. 612)	+84-24-3824- 0122	rbcadna.dolab@gmail.com	
バングラ デシュ	日本国内	駐日バングラデシュ人民共和国大使館	102-0094	東京都千代田区紀尾井町3-29	03-3234-5801 (内線201)	03-3234-5802	fslabor@mofa.gov.bd	日本語、英語、 ベンガル語
	海外	バングラデシュ人民共和国海外居住者福利厚 生・海外雇用者 Ministry of Expatriates' Welfare and Overseas Employment	1000	Probashi Kallyan Bhaban, 71-72 Old Elephant Road, Eskaton Garden Road, Dhaka	+880-41030260 +880-41030235	+880-41030766	dstraining1@probashi.gov.b d jstraining@probashi.gov.bd	英語、ベンガル語
ウズベキ スタン	日本国内	駐日ウズベキスタン共和国大使館	108-0074	東京都港区高輪2-1-52	03-6277-2166	03-6277-2580	consul@uzbekistan.jp	ウズベク語、 ロシア語、日本語
	海外	ウズベキスタン共和国雇用・労働関係省 Ministry of Employment and Labour Relations of the Republic of Uzbekistan	100031	15, Mirobod street, Mirobod district, Tashkent, Republic of Uzbekistan	+99871) 239 41 21 (ext. 236)	+99871) 239425 1	info@mehnat.uz	ウズベク語、 ロシア語、英語
		ウズベキスタン共和国雇用・労働関係省付属 対 外労働移行庁 Agency of External Labour Migration under the Ministry of Employment and Labour Relations of the Republic of Uzbekistan	100179	1, Qamarniso street, Almazar district, Tashkent, Republic of Uzbekistan	+99871) 2023355 (ext. 23)	+99871) 202441 1	info@migration.uz	ウズベク語、 ロシア語、英語
パキスタン	日本国内	駐日パキスタン・イスラム共和国大使館	106-0047	東京都港区南麻布4-6-17	03-5421-7741	03-5421-3610	pareptokyo@mofa.gov.pk	日本語、英語
	海外	パキスタン・イスラム共和国移住者・海外雇 用局 Bureau of Emigration and Overseas Employment	44000	"Emigration Tower" Plot No. 10, Mauve Area, G-8/1, Islamabad	+92-51-9107272	+92-51-9107270	dg@beoe.gov.pk	英語、ウルドゥー語
タイ	日本国内	駐日タイ王国大使館労働担当官事務所 https://japan.mol.go.th/en/	141-0021	東京都品川区上大崎3-14-6	03-5422-7014	03-5422-7016	thailabour@crest.ocn.ne.jp	日本語、英語、タイ語
	海外	タイ王国労働省雇用局 Overseas Employment Administration Office, Department of Employment, Ministry of Labour	10400	10th floor, Social Security Office Section 3 Building Ministry of labour, Mitr-Mitri Rd., Dindaeng Bangkok	+66-2-245-6708	+66-2-245-6708	-	英語、タイ語
インド	日本国内	駐日インド大使館	102-0074	東京都千代田区九段南2-2-11	03-3262-2391 から 03-3262-2397	03-3234-4866	iec.tokyo@mea.gov.in	日本語、英語、 ヒンディー語
	海外	インド国家技能開発公社 National Skill Development Corporation	110037	National Skill Development Corporation 301, West Wing, Worldmark-1, Aero City, New Delhi	011-47451600	+91-11- 46560417	ssw-japan@nsdcindia.org	英語、ヒンディー語
ラオス	日本国内	駐日ラオス人民民主共和国大使館	106-0031	東京都港区西麻布3?3?2 2	03-5411-2291	03-5411-2293	Laoembassytokyo@gmail.com	日本語、英語、 ラオス語
	海外	ラオス人民民主共和国 労働社会福祉省雇用局海外雇用課 Overseas Employment Division, Department of Employment, Ministry of Labour and Social Welfare	-	Nonsaard village, Xaythany district, Vientiane capital, Ministry of Labour and Social Welfare	+856 20 28782656	+85621217738	po261187@gmail.com	日本語、英語、 ラオス語

※その他の国に関する連絡先は現在確認中です。最新の連絡先は入管庁ホームページに掲載しています

(URL : https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri05_00021.html ページ最下部)。

